

札幌市子どもの貧困対策計画 2018～2022

令和4年度（2022年度）実施状況報告

＜個別事業の実施状況＞



令和5年（2023年）7月
札幌市

「札幌市子どもの貧困対策計画」事業・取組一覧

基本施策				No.	事業・取組名	再掲	関連施策	担当部	ページ
基本施策 1	困難を抱える子ども・世帯を早期に把握し、必要な支援につなげる取組の推進	施策 1 1	気づき、働きかけによる相談支援体制の充実	1	困難を抱える子ども・世帯を早期に把握し必要な支援に結びつける体制の強化（子どものくらし支援コーディネート事業）			子) 子ども育成部	4
				2	子どもの貧困への理解の促進			子) 子ども育成部	4
				追加	ヤングケアラー支援推進事業			子) 子ども育成部	4
				3	スクールソーシャルワーカーの活用			教) 学校教育部	4
				4	スクールカウンセラーの活用			教) 学校教育部	4
				5	ひきこもり対策推進事業			保) 障がい保健福祉部	4
				6	困難を有する若者への相談支援及び支援機関ネットワークの充実			子) 子ども育成部	5
				7	妊婦支援相談事業			保) 保健所	5
				8	初妊婦訪問事業			保) 保健所	5
				9	乳児家庭全戸訪問事業			保) 保健所	5
				10	産後のメンタルヘルス支援対策事業			保) 保健所	5
				11	子育て支援総合センター、区保育・子育て支援センターにおける相談支援			子) 子育て支援部	5
				12	「こそだてインフォメーション」（旧「子育て情報室」）			子) 子育て支援部	5
				13	子育てサロン			子) 子育て支援部	6
				14	早期からの教育相談・支援			教) 学校教育部	6
				15	教職員研修の充実			教) 学校教育部	6
				16	思春期特定相談事業			保) 障がい保健福祉部	6
				17	子どもの権利救済機関による相談支援（子どもアシストセンター）			子) 子どもの権利救済事務局	7
				18	民生委員・児童委員			保) 総務部	7
				追加	各区子ども家庭総合支援拠点機能の整備			子) 児童相談所	7
				19	養育支援員派遣事業			子) 児童相談所	7
				20	児童相談所・区家庭児童相談室における相談支援			子) 児童相談所	7
				21	児童家庭支援センターにおける相談支援			子) 児童相談所	7
				22	子ども安心ホットライン			子) 児童相談所	7
				23	母子・婦人相談員、ひとり親家庭支援センターによる相談支援			子) 子育て支援部	8
				24	生活困窮者自立支援事業			保) 総務部	8
				追加	障がい者相談支援事業			保) 障がい保健福祉部	8
				追加	障がい児等療育支援事業			保) 障がい保健福祉部	8
		施策 1 2	る団体や地域の連携推進による	1	地域における支援機関や団体等との連携促進			子) 子ども育成部	9
				2	児童相談体制の強化			子) 児童相談所	9
				3	必要な支援策を届ける広報の充実			子) 子育て支援部・子ども育成部	9
				4	幼保小連携の推進			教) 学校教育部	9
				5	保健と医療が連携した育児支援ネットワーク事業			保) 保健所	10
				6	要保護児童対策地域協議会			子) 児童相談所	10
				7	さっぽろ子ども・若者支援地域協議会			子) 子ども育成部	10
				追加	子どものための相談窓口連絡会議			子) 子どもの権利救済事務局	10

「札幌市子どもの貧困対策計画」事業・取組一覧

基本施策				No.	事業・取組名	再掲	関連施策	担当部	ページ
基本施策2	子どもの育ちと学びを支える取組の推進	施策2-1	乳幼児期の子どもと子育ての支援	1	子ども医療費助成			保) 保険医療部	11
				2	乳幼児健康診査			保) 保健所	11
				3	乳幼児健康診査における栄養指導			保) 保健所	11
				4	5歳児健康相談事業			保) 保健所	11
				5	歯科口腔保健推進事業			保) 保健所	11
				6	ひとり親家庭等医療費助成			保) 保険医療部	12
				7	未熟児養育医療給付			保) 保健所	12
				8	自立支援医療(育成医療)			保) 保健所	12
				9	結核児童療育給付			保) 保健所	12
				10	小児慢性特定疾病医療費支給			保) 保健所	12
				11	障害児通所給付費			保) 障がい保健福祉部	12
				追加	赤ちゃんの耳のきこえ支援事業			保) 保健所	12
				12	保育ニーズに応じた保育施設等の整備促進			子) 子育て支援部	13
				13	第2子以降の保育料無料化事業			子) 子育て支援部	13
				14	妊婦一般健康診査			保) 保健所	13
				15	私立幼稚園就園奨励費補助金事業			子) 子育て支援部	13
				16	実費徴収に係る補足給付事業			子) 子育て支援部	13
				17	保育所等の利用調整			子) 子育て支援部	13
				18	休日保育			子) 子育て支援部	13
					夜間保育事業			子) 子育て支援部	14
					時間外保育事業			子) 子育て支援部	14
					一時預かり事業			子) 子育て支援部	14
					病後児デイサービス事業			子) 子育て支援部	14
					ファミリー・サポート・センター事業			子) 子育て支援部	14
					市立幼稚園預かり保育事業			教) 学校教育部	14
				19	子育て短期支援事業(子どもショートステイ)			子) 児童相談所	15
				20	保育センター運営			子) 子育て支援部	15
				21	助産施設			子) 子育て支援部	15
				22	産後ケア事業			保) 保健所	15
				追加	認可外保育施設等利用給付事業			子) 子育て支援部	15
				追加	幼児期の教育に関する保護者等への支援			教) 学校教育部	15
		施策2-2	子どもの学びの支援	1	若者の社会的自立促進事業(学習支援)			子) 子ども育成部	16
				2	「学ぶ力」の育成			教) 学校教育部	16
				3	家庭教育事業			教) 生涯学習部	16
				4	札幌まなびのサポート事業			保) 総務部	16
				5	ひとり親家庭学習支援ボランティア事業			子) 子育て支援部	17
				6	スタディメイト派遣事業			子) 児童相談所	17
				7	アイヌ民族の児童・生徒の学習支援			市) 市民生活部	17
				追加	札幌市教育センター(日本語教室)			教) 学校教育部	17
				8	スクールソーシャルワーカーの活用	【再掲】	1-1	教) 学校教育部	17
				9	スクールカウンセラーの活用	【再掲】	1-1	教) 学校教育部	17
				10	子どもの学びの環境づくり事業			子) 子ども育成部	18
				11	相談支援パートナー事業			教) 学校教育部	18
				12	不登校児童生徒に対する相談・支援			教) 学校教育部	18
				追加	札幌市帰国・外国人児童生徒教育支援事業			教) 学校教育部	18
				追加	学びの支援総合センター事業			教) 学校教育部	18
				13	高等学校等生徒通学交通費助成			教) 学校教育部	19
				14	就学援助			教) 学校教育部	19
				15	奨学金支給			教) 学校教育部	19
				16	札幌市特別奨学金支給事業			子) 子育て支援部	19
				17	義務教育児童生徒遠距離通学定期料金助成			教) 学校教育部	19
				18	特別支援教育就学奨励費			教) 学校教育部	19
				19	高等学校定時制課程教科用図書給与			教) 学校教育部	19
				20	高校生留学支援事業			経) 経済戦略推進部	19
		施策2-3	子ども体験の居場所の所づくり・支援	1	地域における子どもの居場所づくりの推進に向けた取組			子) 子ども育成部	20
				2	新型児童会館整備			子) 子ども育成部	20
				3	児童会館、ミニ児童会館			子) 子ども育成部	20
				4	放課後子ども教室			子) 子ども育成部	20
				5	札幌市児童育成会運営補助			子) 子ども育成部	20
				6	地域学校協働活動推進事業(旧サッポロサタデースクール事業)			教) 生涯学習部	21
				7	プレーパーク推進事業			子) 子ども育成部	21
				8	子どもの体験活動の場支援事業			子) 子ども育成部	21
				9	少年団体活動促進事業			子) 子ども育成部	21
				10	進路探究学習オリエンテーリング事業			教) 学校教育部	21

「札幌市子どもの貧困対策計画」事業・取組一覧

基本施策				No.	事業・取組名	再掲	関連施策	担当部	ページ
基本施策 3	困難を抱える若者を支える取組の推進	施策 3 1	社会的自立に向けた支援	1	若者の社会的自立促進事業（学習支援）	【再掲】	2-2	子) 子ども育成部	22
				2	困難を有する若者への相談支援及び支援機関ネットワークの充実	【再掲】	1-1	子) 子ども育成部	22
				3	公立大学法人札幌市立大学運営費交付金の交付（授業料・入学料の減免）			政) 政策企画部	22
				4	中学校卒業等への進路支援事業			子) 子ども育成部	22
				5	社会体験機会創出事業			子) 子ども育成部	22
				6	市立札幌大通高等学校支援事業			教) 学校教育部	22
				7	フレッシュスタート塾事業			経) 経営支援・雇用労働担当部	22
				8	ワークトライアル事業			経) 経営支援・雇用労働担当部	22
				9	就労支援コーディネーター派遣事業			子) 児童相談所	23
				10	児童養護施設等入所児童への大学進学等奨励給付事業			子) 児童相談所	23
				11	奨学金支給	【再掲】	2-2	教) 学校教育部	23
				12	札幌市特別奨学金支給事業	【再掲】	2-2	子) 子育て支援部	23
				追加	公立夜間中学設置検討事業			教) 学校教育部	23
				追加	困難を抱える若年女性支援事業			子) 子ども育成部	23
基本施策 4	保護者の就労や生活基盤の確保	施策 4 1	保護者の自立・就労の支援	1	女性の多様な働き方支援窓口運営事業			経) 経営支援・雇用労働担当部	24
				2	ひとり親家庭スマイル応援事業（旧「ひとり親家庭就業機会創出事業」）			子) 子育て支援部	24
				3	高等職業訓練促進給付金事業			子) 子育て支援部	24
				4	高等職業訓練促進資金貸付事業			子) 子育て支援部	24
				5	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業			子) 子育て支援部	24
				6	自立支援教育訓練給付金事業			子) 子育て支援部	25
				7	就労ボランティア体験事業			保) 総務部	25
				8	就労支援相談員			保) 総務部	25
				9	生活困窮者自立支援事業	【再掲】	1-1	保) 総務部	25
		施策 4 2	生活基盤の確保に向けた支援	1	母子・父子・寡婦福祉資金貸付事業			子) 子育て支援部	26
				2	住宅確保要配慮者居住支援事業（旧「住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業」）			都) 市街地整備部	26
				3	児童手当			子) 子育て支援部	26
				4	児童扶養手当			子) 子育て支援部	26
				5	特別児童扶養手当			保) 障がい保健福祉部	27
				6	災害遺児手当			子) 子育て支援部	27
				7	障害児福祉手当			保) 障がい保健福祉部	27
				8	生活困窮者自立支援事業（住居確保給付金）			保) 総務部	27
				9	アイヌ住宅建築費等貸付事業			市) 市民生活部	27
				10	市営住宅への優先入居			都) 市街地整備部	27
基本施策 5	特に配慮を要する子ども・世帯を支える取組の推進	施策 5 1	社会的養護を必要とする子どもへの支援	1	児童相談体制の強化	【再掲】	1-2	子) 児童相談所	28
				2	養育支援員派遣事業	【再掲】	1-1	子) 児童相談所	28
				3	社会的養護自立支援事業			子) 児童相談所	28
				4	児童相談所・区家庭児童相談室における相談支援	【再掲】	1-1	子) 児童相談所	28
				5	児童家庭支援センターにおける相談支援	【再掲】	1-1	子) 児童相談所	28
				6	子ども安心ホットライン	【再掲】	1-1	子) 児童相談所	28
				7	児童養護施設等入所児童への大学進学等奨励給付事業	【再掲】	3-1	子) 児童相談所	28
				8	社会的養護体制整備事業			子) 児童相談所	28
				9	スタディメイト派遣事業	【再掲】	2-2	子) 児童相談所	29
				10	就労支援コーディネーター派遣事業	【再掲】	3-1	子) 児童相談所	29
				11	要保護児童対策地域協議会	【再掲】	1-2	子) 児童相談所	29
		施策 5 2	ひとり親家庭への支援	1	ひとり親家庭スマイル応援事業（旧「ひとり親家庭就業機会創出事業」）	【再掲】	4-1	子) 子育て支援部	29
				2	高等職業訓練促進給付金事業	【再掲】	4-1	子) 子育て支援部	29
				3	必要な支援策を届ける広報の充実	【再掲】	1-2	子) 子育て支援部・子ども育成部	29
				4	母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度	【再掲】	4-2	子) 子育て支援部	30
				5	高等職業訓練促進資金貸付事業	【再掲】	4-1	子) 子育て支援部	30
				6	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	【再掲】	4-1	子) 子育て支援部	30
				7	自立支援教育訓練給付金事業	【再掲】	4-1	子) 子育て支援部	30
				8	ひとり親家庭等日常生活支援事業			子) 子育て支援部	30
				9	ひとり親家庭学習支援ボランティア事業	【再掲】	2-2	子) 子育て支援部	30
				10	ひとり親家庭支援センター等運営			子) 子育て支援部	31
				11	母子生活支援施設運営			子) 子育て支援部	31
				12	保育所等の利用調整	【再掲】	2-1	子) 子育て支援部	31
				13	ひとり親家庭等医療費助成	【再掲】	2-1	保) 保険医療部	31
				14	児童扶養手当	【再掲】	4-2	子) 子育て支援部	31
				15	養育費確保の推進			子) 子育て支援部	32
				16	市営住宅への優先入居	【再掲】	4-2	都) 市街地整備部	32
		施策 5 3	生活保護世帯・生活困窮世帯への支援	1	生活保護			保) 総務部	33
				2	就労支援相談員	【再掲】	4-1	保) 総務部	33
				3	生活困窮者自立支援事業	【再掲】	1-1、4-1	保) 総務部	33
				4	生活困窮者自立支援事業（住居確保給付金）	【再掲】	4-2	保) 総務部	33
				5	就労ボランティア体験事業	【再掲】	4-1	保) 総務部	33
				6	札幌まなびのサポート事業	【再掲】	2-2	保) 総務部	34
				7	保育所等の利用調整	【再掲】	2-1、5-2	子) 子育て支援部	34
				8	実費徴収に係る補足給付事業	【再掲】	2-1	子) 子育て支援部	34

※「追加」＝計画策定後に追加掲載した事業

基本施策1 困難を抱える子ども・世帯を早期に把握し、必要な支援につなげる取組の推進

取組項目	事業N°	事業・取組名	事業内容	計画策定時区分	主な対象				活動指標	当初値 H29 (2017) 年度	H30 (2018) 年度 実績	R1 (2019) 年度 実績	R2 (2020) 年度 実績	R3 (2021) 年度 実績	R4 (2022) 年度 実績	目標値 R4 (2023) 年度	目標の達成・ 未達成	令和4年度(2022年度)実施状況	令和5年度(2023年度)実施予定	所管	
					乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者												局/部	課
施策1-1 気づき、働きかけによる相談支援体制の充実																					
困難に気づき、必要な支援につなげる体制の推進	1	困難を抱える子ども・世帯を早期に把握し必要な支援に結びつける体制の強化（子どものくらし支援コーディネーター事業）	困難を抱えていても必要な支援に結びついていない子どもやその世帯を早期に把握し、支援に結びつける体制強化に取り組めます。子どもと関わる様々な関係者と連携体制を構築しながら、困難を抱えている子どもやその世帯を把握し、対象となる世帯に寄り添いながら、適切な支援につなげるコーディネーターを配置する事業を実施します。	新規	○	○	○	○	子どもコーディネーターの巡回対象地区	—	6区30地区	10区50地区	10区61地区	市内全域	市内全域	市内全域	達成	・子どもの相談支援に豊富な経験を持つ「子どもコーディネーター」が、児童会館や子ども食堂などの子どもの居場所を巡回して、困難を抱えている子どもや家庭を早期に把握し、関係機関と連携しながら、必要な支援につないだり、重層的な見守りへとつなげる事業を実施。 ・相談受理件数：188件 ・支援継続件数：584件（R3.3.31現在）	・児童会館や民間学童、子ども食堂などの地域の民間支援団体に積極的に出向き、巡回先をさらに拡大していく。 ・認可外保育施設への巡回先拡大に向けたニーズ調査を実施。	子ども未来局 子ども育成部	子どものくらし・若者支援担当課
	2	子どもの貧困への理解の促進	困難を抱えている子ども・世帯を把握し、必要な支援に結びつけるための体制をより推進するために、日ごろから子どもと関わる様々な関係者をはじめ、広く市民に対して、子どもの貧困の現状やその対策など、子どもの貧困への関心や理解を深めるための研修や啓発を実施します。併せて、子どもの権利の普及啓発の推進にも取り組めます。	新規	○	○	○	○	—									・市民向け出前講座を2回実施したほか、市職員向け研修を2回実施（うち1回は動画配信により実施）。	・地域住民、学校関係者等に対し、子どもの貧困への関心や理解を深めるための普及啓発や研修を、動画配信等も利用しながら実施する。	子ども未来局 子ども育成部	子どものくらし・若者支援担当課
	追加	ヤングケアラー支援推進事業	潜在化しがちなヤングケアラーを早期に発見し、支援につなげていくため、関係職員に向けた研修等による理解促進、ヤングケアラーが気軽に相談できる場の提供、広く市民に対する普及啓発を実施します。	追加掲載		○	○	○	—									・ヤングケアラーの早期発見、関係機関同士の連携を目的とした「ヤングケアラー支援ガイドライン」を策定した。 ・当事者同士の交流、情報交換を目的とした交流サロンを実施した。 ・関係者に向けた研修を実施した。	・早期発見し、支援につなげるための仕組みづくりの推進 ・相談機能の兼ねた、当事者同士が気軽に悩みを打ち明け、交流・情報交換し合えるピアサポートの実施 ・ヤングケアラー専門の相談窓口の設置 ・早期発見、支援につなげるための関係職員等に向けた研修の実施 ・パンフレットなどを用いた普及啓発の実施	子ども未来局 子ども育成部	子どものくらし・若者支援担当課
成長段階に応じた切れ目のない相談支援の推進	3	スクールソーシャルワーカーの活用	教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識や経験を有するスクールソーシャルワーカーが、児童生徒がおかれた様々な環境へ働きかけたり、関係機関等とのネットワークを構築したりして、困難を抱える児童生徒を支援します。また、スクールソーシャルワーカーの活用を一層進め、児童生徒の支援体制をさらに充実させます。	拡充		○	○	○	スクールソーシャルワーカーの配置人数	11人	18人	18人	19人	19人	19人	18人	達成	・スクールソーシャルワーカー（以下「SSW」という。）の対応件数：427件 ・支援が必要な子どもを早期に発見するため、小学校を巡回する巡回スクールソーシャルワーカー（以下「巡回SSW」という。）が受けた相談件数：1,725件。なお、SSW（有資格者）派遣に至らないものについては、巡回SSWが、教員経験者としての知見を生かした助言を行い、問題の解決に導くことができた。	引き続き、巡回SSWの訪問等により、支援を要する子どもの早期発見に努めるとともに、既に支援を受けている家庭の状況を継続的に把握し、児童相談所や家庭児童相談室、警察等の関係機関との連携を強め、問題を抱える子どもを支援する体制を一層整えていく。	教育委員会 学校教育部	児童生徒担当課
	4	スクールカウンセラーの活用	児童生徒の臨床心理に関して高度な専門的知識及び経験を有するスクールカウンセラーを、全市立小・中・高等学校・特別支援学校及び中等教育学校に配置し、児童生徒や保護者の教育相談に対応します。また、小学校へのスクールカウンセラーの配置時間数を拡充するなど、学校の教育相談体制のさらなる充実に取り組めます。	拡充		○	○	○	小学校へのスクールカウンセラー配置時間数	54時間	66時間	69時間	69時間	69時間	69時間	69時間	達成	小中一貫した継続的支援につなげるため、同じ中学校区内にある小・中学校を、できる限り共通のスクールカウンセラー（以下「SC」という。）が担当できるよう配置を工夫したほか、各学校に積極的なSC活用を働きかけた結果、令和4年度は47,549件の相談があった。新型コロナウイルス感染症に係る対応では、教職員とSCが連携して児童生徒の心のケアに取り組んだほか、ストレス対処に関する授業にSCが参加するなど、子どもの状況を理解する機会の充実や、相談しやすい環境づくりに努めた。	・小中一貫したパートナー校に可能な限り同一のSCを配置するなどの工夫を一層進め、進学後も児童生徒やその保護者が同じSCに相談できる環境を整備し、小中一貫した継続的支援に繋げていく。 ・SC連絡協議会等においてSCが果たすべき役割や、効果的な活用について研修を行うなどして、引き続き子どもが相談しやすい環境づくりを進める。	教育委員会 学校教育部	児童生徒担当課
	5	ひきこもり対策推進事業	年齢や相談内容で区切ることのない、ひきこもり専門の相談窓口であるひきこもり地域支援センターを設置しています。さらに、ひきこもり状態にある人とその家族などが集まり支援を受けられる機会を設けるなど、誰もが安心して相談できる環境を整備していきます。	拡充		○	○	○	ひきこもり地域支援センターにおける相談件数	1,087件	1,473件	2,494件	2,575件	2858件	3,026件	1,600件	達成	電話・来所相談・メール相談のほか、家庭訪問等の訪問型支援や月3～4回程度の出張相談を実施した。また、ひきこもり状態にある本人や家族等の居場所機能を持つ集団型支援拠点「よりどころ」を当事者の会・家族の会それぞれ月4回を上限に開催した（計96回開催。一部オンラインで開催）。	電話・来所相談・メール相談のほか、家庭訪問等の訪問型支援や月3～4回程度の出張相談を実施する。また、ひきこもり状態にある本人や家族等の居場所機能を持つ集団型支援拠点「よりどころ」を当事者の会・家族の会それぞれ月4回を上限に開催する（オンライン開催を含む）。	保健福祉局 障がい保健福祉部	精神保健福祉センター

取組項目	事業No.	事業・取組名	事業内容	計画策定時区分	主な対象			活動指標	当初値 H29 (2017) 年度	H30 (2018) 年度 実績	R1 (2019) 年度 実績	R2 (2020) 年度 実績	R3 (2021) 年度 実績	R4 (2022) 年度 実績	目標値 R4 (2023) 年度	目標の達成・ 未達成	令和4年度(2022年度)実施状況	令和5年度(2023年度)実施予定	所管	
					乳幼児	小・中学生	高校生・若者												局/部	課
成長段階に応じた切れ目のない相談支援の推進	6	困難を有する若者への相談支援及び支援機関ネットワークの充実	若者支援施設において、ひきこもりやニート等困難を有する若者のための相談事業や、自立支援プログラムを実施するなど、若者の社会的自立に向けた総合的な支援を行います。 また、「さっぽろ子ども・若者支援地域協議会」をはじめとする支援機関の連携により、困難を有する子ども・若者を速やかに適切な支援機関へとつなげられるように取り組みます。	拡充			○	自立支援の新規相談登録者数	354人	308人	351人	297人	304人	392人	400人	未達成	・若者支援総合センターを中心とした若者支援施設5館において、困難を有する若者やその家族からの相談に応じたほか、就労支援セミナー、対人トレーニング、就労体験等の自立支援プログラムを実施し、若者の社会的自立を促進した。 ・困難を有する子ども・若者を適切な支援機関へとつなげられるよう、「さっぽろ子ども・若者支援地域協議会」において、支援機関相互の連携促進に取り組んだ。	引き続き若者支援総合センターを中心とした若者支援施設5館において、相談事業や自立支援プログラムを実施するほか、学校や地域へのアウトリーチ型居場所づくりを行い、支援を必要とする若者の発見機能の強化に取り組む。	子ども未来局 子ども育成部	子どものくらし・若者支援担当課
	7	妊婦支援相談事業	安心・安全な妊娠、出産及び児童虐待予防のために、母子健康手帳交付時に保健師が面接し、妊婦の不安の軽減を図るとともに、ハイリスク世帯を把握し継続支援につなげます。	継続			○	母子健康手帳交付時の面接実施割合	99.30%	99.70%	97.20%	98.06%	99.86%	100.00%	100%	達成	母子健康手帳交付時に母子保健相談員や保健師による面接相談を実施した。	母子健康手帳交付時に母子保健相談員や保健師による面接相談を実施予定	保健福祉局 保健所	健康企画課
	8	初妊婦訪問事業	初めての子を迎える家庭に母子保健訪問指導員及び保健師が訪問し、相談に応じるとともに、必要に応じて面接相談や家庭訪問等による継続支援を行います。	継続			○	初妊婦訪問実施率	36.80%	42.20%	43.80%	62.70%	64.30%	64.80%	65.00%	未達成	初妊婦全員を対象として、妊娠中に保健師や母子保健訪問指導員が家庭訪問を行い、保健指導を実施した。	初妊婦全員に加え、希望する経妊婦も対象とし妊娠中に保健師や母子保健訪問指導員が家庭訪問を行い、実技指導を含めた保健指導を実施予定	保健福祉局 保健所	健康企画課
	9	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいる家庭を全戸訪問し、乳児及び保護者の心身の状況及び養育環境を把握し、育児等の相談に応じます。	継続	○		○	母子保健訪問指導実施率	91.90%	91.60%	91.10%	92.5%	91.70%	11月に把握可	95.00%		生後4か月までの乳児のいる全家庭への訪問指導を実施した。	生後4か月までの乳児のいる全家庭への訪問指導を実施予定	保健福祉局 保健所	健康企画課
	10	産後のメンタルヘルス支援対策事業	母子保健訪問指導事業において、母子保健訪問指導員や保健師等が、産婦のメンタルヘルス上の問題を早期に発見し支援します。	継続	○		○	3種の質問票実施割合	98.40%	98.60%	95.90%	78.0%	82.30%	11月に把握可	99.50%		母子保健訪問指導において、産後のメンタルヘルスに関するスクリーニングを実施した。	母子保健訪問指導において、産後のメンタルヘルスに関するスクリーニングを実施予定	保健福祉局 保健所	健康企画課
	11	子育て支援総合センター、区保育・子育て支援センターにおける相談支援	区における子育て支援の中心的役割を担っている子育て支援総合センター、区保育・子育て支援センターでは、 ・面談・電話による子育てや子どもの成長・発達における心配や悩み事などの相談支援 ・個別のケースに応じた専門機関等との連携支援 ・子育てに関する各種制度やサービスの情報提供とともに、子育て家庭が必要な支援を円滑に利用できるための支援などの相談支援の取組を行います。	継続	○		○	—									<子育て支援総合センター> ・子育て相談～502件 ・利用者支援件数(子育て情報提供・助言等)～1,525件 ・個別支援件数～30件、個別支援ネットワーク件数～9件 <区・保育子育て支援センター(9区)> ・子育て相談～5,028件、出前子育て相談～24件 ・利用者支援件数(子育て情報提供・助言等)～37,677件 ・個別支援件数～602件、個別支援ネットワーク件数～59件	<子育て支援総合センター> 令和5年(2023年)3月31日に閉館のため予定なし <区保育・子育て支援センター(10区)> ・新たに中央区保育・子育て支援センター開設。 ・事業は令和5年度と同程度に実施予定。	子ども未来局 子育て支援部	子育て支援推進担当課
	12	「こそだてインフォメーション」(旧「子育て情報室」)	各区のこそだてインフォメーションでは、子育て世帯の悩みを解決する子育て相談に応じるとともに、必要な支援を円滑に利用できるよう、地域の子育て支援事業や教育・保育施設及び子どもに関する各種制度等の情報提供を行います。	継続	○		○	—									<実績> 利用者数 49,339人 利用組数 24,882組	・令和4年度と同内容で実施予定	子ども未来局 子育て支援部	子育て支援推進担当課

取組項目	事業N.º	事業・取組名	事業内容	計画策定時区分	主な対象				活動指標	当初値 H29 (2017) 年度	H30 (2018) 年度 実績	R1 (2019) 年度 実績	R2 (2020) 年度 実績	R3 (2021) 年度 実績	R4 (2022) 年度 実績	目標値 R4 (2023) 年度	目標の達成・ 未達成	令和4年度(2022年度)実施状況	令和5年度(2023年度)実施予定	所管	
					乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者												局/部	課
成長段階に応じた切れ目のない相談支援の推進	13	子育てサロン	子育て家庭の孤立や不安解消を図り、安心して子育てできる環境づくりを進めるため、乳幼児をもつ親子が集まり、自由に交流できる場所として、子育てサロンを設置しています。	継続	○			○	—									まちなかキッズサロン おおどりんこ 利用者数 14,310人 ひろば型常設子育てサロン 16か所 利用者数 45,451人 児童会館での子育てサロン 103か所 利用者数 170,402人 地域主体の子育てサロン 165か所 利用者数 27,350人 利用制限等を設けている子育てサロンが多いが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策が徐々に緩和されたことにより、全ての子育てサロンで利用者数は昨年度より増加した。	令和5年5月8日以降、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に分類されたことに伴い、今までの利用制限等を解除していくことが見込まれるため、令和4年度と同程度以上の実施となる予定。	子ども未来局 子育て支援部	子育て支援推進担当課
	14	早期からの教育相談・支援	子どもの発達や就学に関わる教育相談を、幼児教育センターや市立の幼稚園、教育センター教育相談室等で実施するほか、支援をつなぐため、必要に応じて医療・福祉等の関係機関や学校、幼稚園・認定こども園、保育所と連携します。	継続	○	○	○	○	相談者1名の同一年度内での平均相談件数	2.2 (2016)	2.2	2	1.6	1.6	1.6	2.5	未達成	・幼児教育センターでの教育相談及び市立幼稚園・市立認定こども園、市内教育施設2カ所での地域教育相談を実施。 ・教育相談後、保護者の了解を得た上で、所属の幼稚園等や就学先の小学校へ情報提供をするとともに、必要に応じ、関係機関と連携して幼児及び保護者に対する支援を実施。 ・「幼児の教育相談」リーフレットを関係機関に配布。 ・市立幼稚園・市立認定こども園・子育て支援事業「ポロップひろば」において、幼児教育相談を実施。 ・医療機関や児童発達支援センター等において、就学相談に関わる保護者説明会を開催。 ・地域教育相談で相談をしている幼児の園、児童発達支援事業所、家庭と連携し、ケース検討会議を実施。	・幼児教育センターでの教育相談及び市立幼稚園・市立認定こども園等での地域教育相談を実施。 ・リーフレットの配布、ポロップひろば、さっぱ・こども広場、保護者説明会等で教育相談の説明や案内の実施。 ・教育相談後、保護者の了解を得た上で、所属の幼稚園等や就学先の小学校へ情報提供をするとともに、必要に応じ、関係機関と連携して幼児及び保護者に対する支援を実施。 ・教育相談場所として、新たに1か所を拡充。	教育委員会 学校教育部	幼児教育センター 担当課
	15	教職員研修の充実	子どもを取り巻く様々な諸課題に対応できる専門的知識・技能を向上させるために、教職員に対する研修等の一層の充実を図ります。	継続	○	○	○		子どもの権利を扱う教員研修の数(累計)	12	12	12	12	14	13	13	達成	初任段階における研修・中堅教諭等資質向上研修等の教職経験に応じた研修、新任管理職研修等の職能に応じた研修、専門研修等において、子どもの権利をはじめとした、子どもを取り巻く様々な諸課題についての研修を、動画視聴による研修も含め、延べ13回実施した。	初任段階における研修・中堅教諭等資質向上研修等の教職経験に応じた研修、新任管理職研修等の職能に応じた研修、専門研修等において、子どもの権利をはじめとした、子どもを取り巻く様々な諸課題についての研修を、動画視聴による研修も含め、延べ13回実施予定。	教育委員会 学校教育部	教職員育成 担当課
	16	思春期特定相談事業	概ね12歳から18歳 の子どもの心の相談について、子どもやその家族、子どもを支援する専門職を対象に、こころのセンターにおいて、電話と来所(来所相談は予約制)による相談支援を行います。	継続		○	○	○	電話・来所相談件数(延べ数)	245件	222件	220件	217件	221件	183件	—		思春期年齢の相談者(本人・家族・関係者)からの来所相談の実施と、関係機関からのコンサルテーション依頼を受け付け、思春期の精神保健に携わる関係機関との連携を図った。	引き続き、思春期年齢の相談者(本人・家族・関係者)からの来所相談の実施と、関係機関からのコンサルテーション依頼を受け付け、思春期の精神保健に携わる関係機関との連携を図る。	保健福祉局 障がい保健福祉部	精神保健福祉センター

取組項目	事業No.	事業・取組名	事業内容	計画策定時区分	主な対象				活動指標	当初値 H29 (2017) 年度	H30 (2018) 年度 実績	R1 (2019) 年度 実績	R2 (2020) 年度 実績	R3 (2021) 年度 実績	R4 (2022) 年度 実績	目標値 R4 (2023) 年度	目標の達成・ 未達成	令和4年度(2022年度)実施状況	令和5年度(2023年度)実施予定	所管	
					乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者												局/部	課
成長段階に応じた切れ目のない相談支援の推進	17	子どもの権利救済機関による相談支援(子どもアシストセンター)	子どもの権利条例に基づき設置された子どもの権利救済機関では、原則18歳未満の子どもに関する相談に幅広く応じ、適切な助言や支援を行います。また、権利侵害からの救済申立てに基づいて、公的第三者の立場で問題解決に向けた調査や関係者間の調整を行います。	継続	○	○	○	○	—									【相談件数】 ・実相談件数:1,136件、延べ相談件数2,705件、調整活動件数22件、救済の申立て件数1件 【出前講座】 ・あしすと出前講座:家庭教育学級、青少年関係団体等(3回実施) ・あしすと子ども出前講座:児童会館を利用する子ども(20回実施) ・出前授業:中学2年生115名(1回実施) 【関係機関との連携】 ・官民22機関が参加する「子どものための相談窓口連絡会議」を開催(9月、3月)	子どもに関する相談に幅広く応じ、子どもが自らの力で次のステップが踏めるよう助言や支援を行うほか、救済の申し立て等に基づき、問題解決に向けた調査や関係者間の調整を行い、迅速かつ適切な救済を図っていく。 また、子どもアシストセンターの認知度向上のため、相談カードやチラシ等の広報物の配布だけでなく、LINEやTiktok等のSNSを利用した広報活動を行い、現に悩みを抱える子どもたちへ速やかに働きかけるとともに、今は悩みがなくても、悩みを抱えた時にいつでも相談できるようLINE友だち登録を勧めていく。 加えて、障がいを抱えた子どもにアシストセンターの活用を周知していく。	子ども未来局 子どもの権利救済事務局	子どもの権利救済事務局
	18	民生委員・児童委員	民生委員は、地域で支援を必要とする方々に対し、住民の立場に立って福祉に関する相談に応じ、必要な援助を行うほか、福祉サービスの情報提供や行政・専門機関へつなぐなどの活動を行います。また、児童福祉法に基づき児童委員を兼務しており、児童、妊産婦、母子家庭等の相談に応じ、それぞれの抱える問題に応じて利用しうる制度、施設、サービス等について助言し、適切な関係機関の援助が受けられるよう支援しています。	継続	○	○	○	○	—									・相談・支援件数 33,504回 ・訪問回数 597,733回 ・関係機関との連絡調整回数 56,149回	引き続き、児童や妊産婦、母子家庭等の相談に応じ、それぞれの家庭が抱える問題に応じて利用しうる制度や施設、サービス等を助言し、適切な関係機関の援助が受けられるよう支援を行っていく。	保健福祉局 総務部	地域福祉・生活支援課
	追加	各区子ども家庭総合支援拠点機能の整備	各区保健センターに「子ども家庭総合支援拠点」の機能を整備し、身近な地域における相談支援体制やその専門性を強化することにより、子どもが健やかに育つまちづくりを進め、児童虐待の発生を予防します。	追加掲載	○	○	○	○	—									・子ども家庭総合支援拠点の設置 ・要保護児童対策地域協議会としての活動 ・支援対象児童に係る支援活動	・要保護児童対策地域協議会としての活動 ・支援対象児童に係る支援活動	子ども未来局 児童相談所	地域連携課
配慮を要する子ども・世帯への相談支援の推進	19	養育支援員派遣事業	養育状態の改善等が必要な世帯に支援員を派遣して、育児・家事援助を実施することで、在宅で継続的に支援する体制を強化し、児童虐待の発生防止に努めます。	29年度新規	○	○	○	○	—									延べ14世帯に養育支援員を派遣し、各世帯の状況に応じた支援を行った。	養育支援員による支援が必要な世帯に対し、養育支援員を派遣。	子ども未来局 児童相談所	地域連携課
	20	児童相談所・区家庭児童相談室における相談支援	児童相談所及び区役所家庭児童相談室では、18歳未満の子どもに関する様々な相談を受けており、児童虐待通報のほか、関係部署と連携して、子どもの心身の発達や対人関係、不登校、家庭内暴力など児童に関する各種相談に対応しています。	継続	○	○	○	○	年間相談受理件数	9,859件	10,761件	11,819件	14,378件	15,802件	16,456件	—		年間相談受理件数 児童相談所:8,586件(2022年度速報値) 家庭児童相談室:7,870件(2022年度速報値)	今年度も関係機関と連携しながら、各種相談に対応していく。	子ども未来局 児童相談所	地域連携課
	21	児童家庭支援センターにおける相談支援	児童家庭支援センターでは、地域における子どもの福祉に関する専門的な相談に応じる施設として、児童虐待・非行・保護者の子育て不安など複雑多様化する児童問題に対応し、電話による子育て相談及び緊急時の訪問相談等を行っています。	継続	○	○	○	○	年間相談対応件数	5,991件	6,626件	6,959件	6,582件	7,587件	6,712	—		市内5か所の児童家庭支援センターにて、地域の児童福祉に関する各種相談対応や必要な支援を実施。	市内6か所の児童家庭支援センターにて、地域の児童福祉に関する相談対応や必要な支援を実施予定。	子ども未来局 児童相談所	地域連携課
	22	子ども安心ホットライン	24時間365日体制の「子ども安心ホットライン(子ども虐待相談)」を児童相談所内に開設しており、専門の電話相談員が相談支援を行っています。	継続	○	○	○	○	子ども安心ホットライン年間相談対応件数	3,597件	3,634件	4,210件	4,008件	3,643件	3,104件	3,920件	未達成	電話相談員11名により、夜間休日のほか平日日中を含めた24時間体制で電話相談を実施。	今年度も、夜間休日のほか平日日中を含めた24時間体制で電話相談を実施する予定。	子ども未来局 児童相談所	地域連携課

取組項目	事業No.	事業・取組名	事業内容	計画策定時区分	主な対象				活動指標	当初値 H29 (2017) 年度	H30 (2018) 年度 実績	R1 (2019) 年度 実績	R2 (2020) 年度 実績	R3 (2021) 年度 実績	R4 (2022) 年度 実績	目標値 R4 (2023) 年度	目標の達成・ 未達成	令和4年度(2022年度)実施状況	令和5年度(2023年度)実施予定	所管	
					乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者												局/部	課
配慮を要する子ども・世帯への相談支援の推進	23	母子・婦人相談員、ひとり親家庭支援センターによる相談支援	区に配置している母子・婦人相談員及びひとり親家庭支援センターの相談員が、ひとり親家庭への相談支援を行います。	継続				○	母子・婦人相談員、ひとり親家庭支援センターによる相談支援の実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	達成	・各区に計18名の母子・婦人相談員を配置し、ひとり親家庭への相談支援を実施。 ・ひとり親家庭支援センターにおいて、一般相談や父子相談、女性弁護士による法律相談、女性臨床心理士による心療相談、就業相談等を実施した。 (相談件数) 母子・婦人相談員2,888件 ひとり親家庭支援センター8,796件	・各区に計18名の母子・婦人相談員を配置し、ひとり親家庭への相談支援を実施。 ・ひとり親家庭支援センターにおいて、一般相談や父子相談、女性弁護士による法律相談、女性臨床心理士による心療相談、就業相談等を実施する。	子ども未来局 子育て支援部	子育て支援課
	24	生活困窮者自立支援事業	生活保護に至る前の段階での自立支援を実施するため、生活困窮者からの相談を幅広く受け入れる相談窓口を設置し、就労の支援その他の自立に関する問題について、情報提供、支援計画の作成、支援計画に基づく就労支援などの支援を行います。	継続				○	生活困窮者からの新規相談件数	3,335人	3,588人	3,502人	13,499人	15,671人	11,746人	未定		自立相談支援事業所(ステップ)において、令和4年度新規相談件数は10,969件、自立相談支援事業所(JOIN)においては、777件となっている。 ステップでは、様々な相談(就労、生活習慣、家族関係、負債、住環境等)を受け支援するほか、適切な関係機関へのつなぎを実施し、JOINでは、ホームレスに特化した相談支援を実施し、就労や安定した生活への支援を行っている。 また、ステップの相談支援は、全市を1カ所の事業所に対応しているが、相談者の利便性確保と新規相談者の掘り起しを目的に、各区へ出向く出張相談会を定期的に実施。令和4年度は63回開催した。	2カ所の自立相談支援事業所(ステップ、JOIN)にて引き続き相談を受け付けるほか、市内各所での出張相談・巡回相談を行い、まだ支援につながない生活困窮者の掘り起しを行う。	保健福祉局 総務部	地域福祉・生活支援課
	追加	障がい者相談支援事業	障がいのある方やその家族の地域生活を支えるため、福祉サービスの紹介や利用の援助、生活の困りごとに対する相談、関係機関との連絡調整などを行います。	追加掲載	○	○	○	○	相談支援事業所の総相談件数(児童に関する相談を含む。基幹相談支援センターを除く。)	61,944件	71,288件	72,758件	108,611件	107,160件	109,018件	103,300件	達成	・基幹相談支援センター(1カ所) ・相談支援事業所(19カ所、うち1カ所指定管理) ・障がい者あんしん相談(1カ所)	・基幹相談支援センター(1カ所) ・相談支援事業所(18カ所、うち1カ所指定管理) ・障がい者あんしん相談(1カ所)	保健福祉局 障がい保健福祉部	障がい福祉課
	追加	障がい児等療育支援事業	在宅の障がい児(18歳未満)、その家族、それらの関係者や支援者等を対象に、訪問療育、外来療育、施設支援を実施します。福祉サービス等につながらず、療育指導を受ける機会の少ない方を対象に、原則1人6か月以内の利用としています。	追加掲載	○	○	○	○	実施事業所数	5カ所	5カ所	5カ所	5カ所	5カ所	5カ所	5カ所	達成	・市内5事業所での実施を継続	・市内5事業所での実施を継続	保健福祉局 障がい保健福祉部	障がい福祉課

取組項目	事業N。	事業・取組名	事業内容	計画策定時区分	主な対象				活動指標	当初値 H29 (2017) 年度	H30 (2018) 年度 実績	R1 (2019) 年度 実績	R2 (2020) 年度 実績	R3 (2021) 年度 実績	R4 (2022) 年度 実績	目標値 R4 (2023) 年度	目標の達成・ 未達成	令和4年度(2022年度)実施状況	令和5年度(2023年度)実施予定	所管	
					乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者												局/部	課
施策1-2 地域や関係機関・団体との連携による支援体制の推進																					
支援機関や団体等との連携の推進、広報の充実	1	地域における支援機関や団体等との連携促進	地域における様々な支援機関、子どもの居場所づくりに取り組む団体等とのネットワークの形成、また市民団体や大学との情報交換など、子どもの貧困に関わる関係機関との一層の連携に向けた取組を推進します。 また、子どもの貧困対策に札幌のまち全体で継続的に取り組んでいく機運の醸成を図るための必要な取組を検討します。	新規	○	○	○	○	—									・子ども食堂等子どもの居場所づくりに取り組むネットワーク団体が主催する交流会への参加等を通じて、運営団体と情報共有・意見交換を行った(年1回) ・子どものくらし・若者支援担当課が地域の子ども・若者支援機関等で構成される「さっぽろ子ども・若者支援地域協議会」の会議に参画し、地域における様々な関係機関との連携を図った(年4回)。 ・「子どものくらし支援コーディネート事業」を通して、民生委員・児童委員、学校、地域における支援機関など、関係機関とのネットワーク強化を図った。	・子ども食堂等子どもの居場所づくりに取り組むネットワーク団体が主催する交流会への参加等を通じて、運営団体と情報共有・意見交換を行い、連携を強化する。 ・子どものくらし・若者支援担当課が地域の子ども・若者支援機関等で構成される「さっぽろ子ども・若者支援地域協議会」の会議に参画し、地域における様々な関係機関との連携強化を図る。 ・「子どものくらし支援コーディネート事業」を通して、民生委員・児童委員、学校、地域における支援機関など、関係機関とのネットワークを充実させる。	子ども未来局 子ども育成部	子どものくらし・若者支援担当課
	2	児童相談体制の強化	第2次札幌市児童相談体制強化プランに掲げる、専門性の強化や連携体制の構築などの取組により、児童相談体制の強化を図ります。	拡充	○	○	○	○	—									「第3次札幌市児童相談体制強化プラン」に基づき、児童福祉司等の専門職員を計画的に配置するほか、「子ども虐待防止に関する職員の人材育成ビジョン」を策定。 また、(仮称)第二児童相談所の施設設計や、児童相談所及び一時保護所の自己点検、第三者評価を実施。	「第3次札幌市児童相談体制強化プラン」に基づき、児童福祉司等の専門職員を計画的に配置するほか、子ども虐待防止に係る職員の人材育成のため各区にて多職種合同研修を実施予定。。 また、(仮称)第二児童相談所の建築工事に着手するなど、引き続き児童相談体制強化を図る予定。	子ども未来局 児童相談所	地域連携課
	3	必要な支援策を届ける広報の充実	困難を抱えている子ども・世帯に向けた各種制度や相談窓口、支援機関の認知度の向上に向けて、情報が得やすく、必要としている方に確実に届く、受け手の目線に立った広報の充実を図ります。 具体的には、児童扶養手当の対象世帯に支援制度の案内を一斉送付することなどを検討します。	拡充	○	○	○	○	—									・「さっぽろ子育て情報サイト」及び「広報さっぽろ」への掲載により制度を広く周知 ・必要な支援制度に簡便かつ迅速にたどり着くための問合せツールとして、AIチャットボットを導入(令和4年度アクセス数7,843件)。 ・児童扶養手当の現況届案内時に支援制度等の情報を発信するLINE公式アカウントの案内チラシを同封 ・支援制度をまとめたガイドブック「シングルママ・パパのためのくらしのガイド」を区役所の関係窓口等で配架したほか、ひとり親家庭の自立を支援するためのイベント「シングルママ＆パパ スマイルfesta」で来場者に配付 ・LINE公式アカウントによる支援制度等の情報発信(令和4年度末登録者数:約4,400人) ＜実績＞ くらしのガイド配付部数約10,000部 現況届案内同封チラシ配付部数約23,000部	・「さっぽろ子育て情報サイト」及び「広報さっぽろ」への掲載により制度を広く周知 ・AIチャットボットの利用対象を、ひとり親家庭から子育て家庭へ拡大 ・児童扶養手当の現況届案内時に支援制度をまとめたチラシを同封 ・支援制度をまとめたガイドブック「シングルママ・パパのためのくらしのガイド」を区役所の関係窓口等で配架 ・LINE公式アカウントによる支援制度等の情報発信	子ども未来局 子ども育成部/子育て支援部	子どものくらし・若者支援担当課 子育て支援課/子育て支援推進担当課
	4	幼保小連携の推進	幼児期と児童期の教育の円滑な接続・連携を図るため、幼保小連携推進協議会において教職員の合同の研修会、情報交流、幼児の支援内容の引継ぎ会等を実施し、接続期の教育内容や指導方法の相互理解・連携等を目指します。	継続	○	○			—									・教育委員会と市立幼稚園が連携し、「区幼保小連携推進協議会」を年3回企画。 ・10区共通の内容・方法で「幼保小連携・接続の重要性」について学ぶ機会をもち、周知・理解を図る。 ・特別な教育的支援が必要な幼児についての小学校への引継を電話やICTを活用して実施。引継幼児数1,892名。	・教育委員会と市立幼稚園が連携し、「区幼保小連携推進協議会」を年3回企画。 ・10区共通の内容・方法で「幼保小連携・接続の重要性」について学ぶ機会をもち、周知・理解を図る。 ・特別な教育的支援が必要な幼児についての小学校への引継を電話やICTを活用して実施。	教育委員会 学校教育部	幼児教育センター 担当課

取組項目	事業No.	事業・取組名	事業内容	計画策定時区分	主な対象				活動指標	当初値 H29 (2017) 年度	H30 (2018) 年度 実績	R1 (2019) 年度 実績	R2 (2020) 年度 実績	R3 (2021) 年度 実績	R4 (2022) 年度 実績	目標値 R4 (2023) 年度	目標の達成・ 未達成	令和4年度(2022年度)実施状況	令和5年度(2023年度)実施予定	所管	
					乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者												局/部	課
支援機関や団体等との連携の推進、広報の充実	5	保健と医療が連携した育児支援ネットワーク事業	医療機関が、保健センターが実施する訪問等による支援を必要とする母子を把握した場合に、保健センターに対し情報提供を行います。訪問指導等を実施した保健センターは、その結果を医療機関に報告し、保健と医療の情報を共有し適切な育児支援を行います。	継続	○			○	育児支援連絡票等受理件数	997件	1046件	1081件	1175件	1177件	1158件	未定		医療機関が、保健センターが実施する訪問等による支援を必要とする母子を把握した場合に、保健センターに対し情報提供を行った。訪問指導等を実施した保健センターは、その結果を医療機関に報告し、保健と医療の情報を共有し適切な育児支援を行った。	医療機関が、保健センターが実施する訪問等による支援を必要とする母子を把握した場合に、保健センターに対し情報提供を行う。訪問指導等を実施した保健センターは、その結果を医療機関に報告し、保健と医療の情報を共有し適切な育児支援を行います。	保健福祉局 保健所	健康企画課
	6	要保護児童対策地域協議会	被虐待児童をはじめとする要保護児童等の早期発見や適切な保護・支援を図るため関係機関等が理解を深め、情報の交換や支援内容の協議を行うため要保護児童対策地域協議会を設置・運営しています。	継続	○	○	○	○	—									・札幌市要保護児童対策地域協議会代表者会議実施(年1回)(書面会議) ・各区代表者会議実施(年1回) ・各区実務者会議実施(年3回) ・個別ケース検討会議実施(597回)	・札幌市要保護児童対策地域協議会代表者会議実施(年1回) ・各区代表者会議実施(年1回) ・各区実務者会議実施(年3回) ・個別ケース検討会議実施(適宜)	子ども未来局 児童相談所	地域連携課
	7	さっぽろ子ども・若者支援地域協議会	子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるよう、関係機関等による適切な支援を組み合わせることにより、効果的かつ円滑な支援を実施するために、さっぽろ子ども・若者支援地域協議会を設置しています。	継続	○	○	○	○	—									代表者会議1回及び実務者会議を4回開催し、子ども・若者の支援を行う関係機関同士の連携を強化するとともに、知識の研鑽に努めた。	引き続き代表者会議及び実務者会議を開催し、関係機関同士の連携強化に努める。	子ども未来局 子ども育成部	子どものくらし・若者支援担当課
	追加	子どものための相談窓口連絡会議	子どもアシストセンターが持つ救済機能の周知を図るとともに、実例に即した具体的な情報や意見の交換を行い、子どもを権利侵害から救済するための幅広い連携体制を確保することを目的として、「子どものための相談窓口連絡会議」を設置・運営します。	追加掲載	○	○	○	○	—									令和4年度には、北海道におけるヤングケアラーの支援機関である北海道ヤングケアラー相談サポートセンターが新たに参加機関として加わり、活発な意見交換を行った。 【会議開催数:2回】	引き続き会議を開催し、関係機関の連携体制の確保に努める。	子ども未来局 子どもの権利救済事務局	子どもの権利救済事務局

基本施策2 子どもの育ちと学びを支える取組の推進

取組項目	事業N.°	事業・取組名	事業内容	計画策定時区分	主な対象				活動指標	当初値 H29 (2017) 年度	H30 (2018) 年度 実績	R1 (2019) 年度 実績	R2 (2020) 年度 実績	R3 (2021) 年度 実績	R4 (2022) 年度 実績	目標値 R4 (2023) 年度	目標の達成・ 未達成	令和4年度(2022年度)実施状況	令和5年度(2023年度)実施予定	所管	
					乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者												局/部	課
施策2-1 乳幼児期の子どもの育ちと子育ての支援																					
乳幼児期の子どもの健やかな成長を支える取組の推進	1	子ども医療費助成	小学1年生以下の入院・通院及び小学生・中学生の入院にかかる医療費のうち、保険診療の自己負担額から初診時一部負担金または医療費の1割を除いた金額を助成します。 平成31年4月からは、新たに小学2年生の通院を助成対象に拡大して実施します。	拡充	○	○		○	子ども医療費助成の助成対象(通院)	—	小学1年生まで	小学2年生まで	小学3年生まで	小学6年生まで	小学6年生まで	小学6年生まで	達成	【実施内容】 0歳から中学生までの子どもに係る医療費自己負担分の一部を助成。(中学生は入院と訪問看護に係る医療費のみ) ・助成件数 2,085,026件 ・助成金額 4,063,089千円	【実施内容】 0歳から中学生までの子どもに係る医療費自己負担分の一部を助成。(中学生は入院と訪問看護に係る医療費のみ) ・助成件数 2,145,009件 ・助成金額 4,179,316千円	保健福祉局 保険医療部	保険企画課
	2	乳幼児健康診査	区保健センターで、4か月児・10か月児健診(再来)・1歳6か月児・3歳児を対象に乳幼児健康診査を行います。	継続	○			○	—									①4か月児健康診査 実施回数:369回 ②10か月児(再来)健康診査 新型コロナウイルス感染拡大状況を受け、令和4年度中は集団形式での実施を中止。 ③1歳6か月児健康診査 実施回数:362回 ④3歳児健康診査 実施回数:357回 ⑤5歳児健康診査 予約制で1歳6か月児健康診査および3歳児健康診査と同日で開催。	①4か月児健康診査 実施回数:352回 ②10か月児(再来)健康診査 新型コロナウイルス感染拡大状況を受け、令和5年度中は集団形式での実施を中止。 ③1歳6か月児健康診査 実施回数:360回 ④3歳児健康診査 実施回数:358回 ⑤5歳児健康診査 予約制で1歳6か月児健康診査および3歳児健康診査と同日で開催。	保健福祉局 保健所	健康企画課
	3	乳幼児健康診査における栄養指導	乳幼児健康診査の際に、食事に関する情報提供を行ったり、個別の相談に応じるなど、望ましい食習慣を形成するための支援を行います。	継続	○			○	乳幼児健康診査時の栄養指導件数	20,948人	19,515人	17,085人	13,845人	13,813人	14,089人	—		各区保健センターにおいて、乳幼児健康診査の際に、管理栄養士による栄養・食習慣に関する情報提供や個別相談等を行った。	引き続き、個々人に応じた適正な食生活を支援するための栄養相談や、食に関する情報提供を行う。	保健福祉局 保健所	健康企画課
	4	5歳児健康相談事業	5歳を迎える子どもがいる家庭に健診案内とセルフチェック表を送付し、心配なこと、相談したいことがある方を対象に、健診・発達相談を行います。	継続	○			○	5歳児発達相談実施率	4.80%	4.60%	4.48%	3.83%	4.54%	4.47%	5.00%	未達成	・5歳児健康診査を実施 ・5歳児発達相談を実施	・5歳児健康診査を実施 ・5歳児発達相談を実施	保健福祉局 保健所	健康企画課
	5	歯科口腔保健推進事業	歯と口の健康について、地域での健康相談や電話相談を、歯科衛生士が受けています。また、市内の保健センターでは、歯科医師による妊産婦対象の無料歯科健診と、乳幼児健診での歯科健診・保健指導を行います。	継続	○			○	—									・児童会館や各種子育てサロン等で歯と口の健康についての普及啓発(さっぽろ8020セミナーキッズ編)を実施。 ※新型コロナウイルス感染症の影響により内容を一部変更して実施した。 ・小学1年生を対象に「健口ノート」を配布。 ・市内各区保健センターで妊産婦対象の無料歯科健診、乳幼児健診での歯科健診及び保健指導を実施。 ※新型コロナウイルス感染症の影響により、一時期実施を中止した。	・児童会館や各種子育てサロン等で歯と口の健康についての普及啓発(さっぽろ8020セミナーキッズ編)を実施予定。 ・小学1年生を対象に「健口ノート」を配布予定。 ・市内の各保健センターで乳幼児健診で妊産婦対象の無料歯科健診、乳幼児健診での歯科健診・保健指導を実施予定。 ・私立保育園・幼稚園等でのフッ素洗口の実施支援	保健福祉局 保健所	健康企画課

取組項目	事業N.○	事業・取組名	事業内容	計画策定時区分	主な対象				活動指標	当初値 H29 (2017) 年度	H30 (2018) 年度 実績	R1 (2019) 年度 実績	R2 (2020) 年度 実績	R3 (2021) 年度 実績	R4 (2022) 年度 実績	目標値 R4 (2023) 年度	目標の達成・ 未達成	令和4年度(2022年度)実施状況	令和5年度(2023年度)実施予定	所管	
					乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者												局/部	課
乳幼児期の子どもの健やかな成長を支える取組の推進	6	ひとり親家庭等医療費助成	ひとり親家庭の20歳未満の子どもの入院・通院及びひとり親家庭の親の入院にかかる医療費のうち、保険診療の自己負担額から初診時一部負担金または医療費の1割を除いた金額を助成します。	継続	○	○	○	○	—									一定の要件を満たすひとり親家庭等の子、母親または父親に係る医療費自己負担分の一部を助成。(母親または父親は入院と訪問看護に係る医療費のみ) ・助成件数 232,836件 ・助成金額 548,693千円	一定の要件を満たすひとり親家庭等の子、母親または父親に係る医療費自己負担分の一部を助成。(母親または父親は入院と訪問看護に係る医療費のみ) ・助成件数 250,704件 ・助成金額 596,748千円	保健福祉局 保険医療部	保険企画課
	7	未熟児養育医療給付	入院医療を必要とする未熟児を対象に、指定養育医療機関において必要な医療の給付を行います。	継続	○			○	—									レセプト請求件数:969件	前年度と同規模で実施 (見込み請求件数:982件)	保健福祉局 保健所	健康企画課
	8	自立支援医療 (育成医療)	障がいのあるまたは医療を行わなければ将来障がいを残すと認められる18歳未満の児童を対象に、指定自立支援医療機関において、手術などにより生活能力を回復するために必要な医療費の支給を行います。	継続	○	○	○	○	—									レセプト請求件数:1026件(補装具申請33件含む)	前年度と同規模で実施 (見込み請求件数:1,445件)	保健福祉局 保健所	健康企画課
	9	結核児童療育給付	18歳未満の結核にかかっている児童であって、指定療育機関の医師が長期療養のために入院が必要と認めたものに対し必要な医療の給付並びに学習及び療養生活に必要な物品の支給を行います。	継続	○	○	○	○	—									該当なし	申請があれば対応	保健福祉局 保健所	健康企画課
	10	小児慢性特定疾病医療費支給	小児慢性特定疾病にかかっている児童やその家族に対して、医療給付や相談事業などを行います。	継続	○	○	○	○	—									小児慢性特定疾病にかかっている児童やその家族に対して、医療給付や相談事業などを行った。 受給者数:2,076人(令和5年3月31日現在) 日常生活用具の給付:6件 相談件数(各区保健センターにて実施):465件	小児慢性特定疾病にかかっている児童やその家族に対して、医療給付や相談事業を行っていく。	保健福祉局 保健所	健康企画課
	11	障害児通所給付費	障がいのある児童に、障害児通所支援(児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援)の利用に必要な費用の一部を支給します。	継続	○	○	○	○	支給決定者数(各年度末)	児童発達支援:4,148人 放課後等デイサービス:5,961人 医療型児童発達支援:62人 保育所等訪問支援:505人	児童発達支援:4,605人 放課後等デイサービス:6,751人 医療型児童発達支援:70人 保育所等訪問支援:593人	児童発達支援:5,137人 放課後等デイサービス:7,489人 医療型児童発達支援:63人 保育所等訪問支援:714人 居宅訪問型児童発達支援:3人	児童発達支援:5,416人 放課後等デイサービス:8,366人 医療型児童発達支援:74人 保育所等訪問支援:793人 居宅訪問型児童発達支援:8人	児童発達支援:6,005人 放課後等デイサービス:9,300人 医療型児童発達支援:85人 保育所等訪問支援:864人 居宅訪問型児童発達支援:10人	児童発達支援:6,660人 放課後等デイサービス:10,295人 医療型児童発達支援:88人 保育所等訪問支援:966人 居宅訪問型児童発達支援:7人	—	各サービスごとの実利用者数及び利用日数は以下のとおり。(令和5年3月実績) 【実利用者数】 児童発達支援:5,459人 放課後等デイサービス:8,465人 医療型児童発達支援:72人 保育所等訪問支援:145人 居宅訪問型児童発達支援:4人 【利用日数】 児童発達支援:64,330日 放課後等デイサービス:99,617日 医療型児童発達支援:660日 保育所等訪問支援:329日 居宅訪問型児童発達支援:12日	令和4年度と同様に実施する。	保健福祉局 障がい保健福祉部	障がい福祉課	
追加	赤ちゃんの耳のきこえ支援事業	先天性難聴の早期発見のため、出産医療機関等における新生児聴覚検査にかかる費用の一部を助成することで経済的負担の軽減を図るとともに、適切な療育につながるよう医療機関等とのネットワークの構築を図る。	追加掲載	○			○	新生児聴覚検査受検率	-	-	-	86.3%	89.9%	90.4%	100%	未達成	先天性難聴の早期発見のため、出産医療機関等における新生児聴覚検査にかかる費用の一部を助成することで経済的負担の軽減を図るとともに、適切な療育につながるよう医療機関等とのネットワークの構築を図った。	先天性難聴の早期発見のため、出産医療機関等における新生児聴覚検査にかかる費用の一部を助成することで経済的負担の軽減を図るとともに、適切な療育につながるよう医療機関等とのネットワークの構築を図る。	保健福祉局 保健所	健康企画課	

取組項目	事業No.	事業・取組名	事業内容	計画策定時区分	主な対象				活動指標	当初値 H29 (2017) 年度	H30 (2018) 年度 実績	R1 (2019) 年度 実績	R2 (2020) 年度 実績	R3 (2021) 年度 実績	R4 (2022) 年度 実績	目標値 R4 (2023) 年度	目標の達成・ 未達成	令和4年度(2022年度)実施状況	令和5年度(2023年度)実施予定	所管	
					乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者												局/部	課
乳幼児期の子どもを育てる保護者への支援の充実	12	保育ニーズに応じた保育施設等の整備促進	保育ニーズを踏まえた保育定員の確保を図るため、 ・幼稚園からの幼保連携型認定こども園又は幼稚園型認定こども園への移行を促進 ・新築・改築や賃貸物件を活用した保育所の整備 ・保育ニーズの高い低年齢児の保育定員を拡大するため、小規模保育事業を整備などを行います。	拡充	○			○	認可保育施設等の利用定員数	29,674人(H30.4)	31,147人(H31.4)	32,518人(R2.4)	34,218人(R3.4)	35,610人(R4.4)	35,860人(R5.4)	37,739人(R5.4)	未達成	<①私立保育所整備費等補助事業> 令和4年度定員増120人 【内訳】 ・賃貸等による保育所の創設(3件 120人増) <②認定こども園整備費補助事業> 令和4年度定員増399人 【内訳】 ・幼保連携型認定こども園への移行(7件 269人増) ・幼保連携型認定こども園の新築(1件 90人増) ・幼稚園型認定こども園への移行(2件 40人増) <③地域型保育改修等補助事業> 令和4年度定員増5人 【内訳】 ・事業所内保育事業への移行(1件 5人増)	<①私立保育所整備費等補助事業> 令和5年度定員増240人 【内訳】 ・保育所新築(1件 90人増) ・保育所増改築(3件 90人増) ・賃貸等による保育所の創設(1件 60人増) <②認定こども園整備費補助事業> 令和5年度定員増170人 【内訳】 ・幼保連携型認定こども園への移行(2件 68人増) ・幼保連携型認定こども園の増築(1件 12人増) ・幼保連携型認定こども園の新築(1件 90人増)	子ども未来局 子育て支援部	保育推進課
	13	第2子以降の保育料無料化事業	これまでの第3子以降に加え、最も保育料の高い3歳未満児童を対象として、平成29年度から第2子についても保育料を無料化し、子育て世代の経済的負担を軽減しています。 ※年収約360万円以上の世帯は、就学前児童で保育所等施設に入所している子どものみを子順としてカウントします。	29年度拡充	○			○	第2子以降の保育料無料化実施	—	実施	実施	実施	実施	実施	実施	達成	平成29年度から、幼児教育・保育の無償化の対象外となっている3歳未満の児童について、就学前児童でかつ認可施設等を利用している児童を上から数えて2人目の保育料を無償としている。 令和2年度から、世帯年収約640万円未満の世帯については、上の子の年齢や施設の利用有無に関わらず、世帯の2人目以降の保育料を無償とし、子育て世代の経済的負担の軽減を行っている。	令和4年度と同様に、幼児教育・保育の無償化の対象外となっている3歳未満の児童について、就学前児童でかつ認可施設等を利用している児童を上から数えて2人目の保育料を無償とする。年収約640万円未満の世帯については、上の子の年齢や施設の利用有無に関わらず、世帯の2人目以降の保育料を無償とし、子育て世代の経済的負担の軽減を行う。	子ども未来局 子育て支援部	保育推進課
	14	妊婦一般健康診査	妊婦に対して、妊婦一般健康診査受診票(全14回)を交付し、妊婦健診にかかる費用の一部を助成します。	継続				○	—									延べ件数:129,834件	札幌市に住所を有するすべての妊婦が対象のため、前年度と同規模の実施(見込み件数:129,288件)	保健福祉局 保健所	健康企画課
	15	私立幼稚園就園奨励費補助金事業	子ども・子育て支援新制度に移行しない私立幼稚園に通園する園児がいる世帯に対して、入園料と保育料の一部を補助します。	継続	○			○	幼保無償化に伴い、R1.9をもって終了											子ども未来局 子育て支援部	施設運営課
	16	実費徴収に係る補足給付事業	保育・教育に必要な物品の購入に要する費用等を各施設・事業者が実費徴収する場合に、国の制度に合わせて生活保護世帯に助成します。	継続	○			○	—									対象人数1,348人	対象人数1,262人見込み	子ども未来局 子育て支援部	施設運営課
	17	保育所等の利用調整	未就学児のいるひとり親世帯や低所得世帯等の親が、安心して就労や求職活動等に専念できるよう、保育所等に入所する際の利用調整において加点します。	継続	○			○	加点の実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	達成	未就学児のいるひとり親世帯や低所得世帯等の親が、安心して就労や求職活動等に専念できるよう、保育所等に入所する際の利用調整において加点した。	未就学児のいるひとり親世帯や低所得世帯等の親が、安心して就労や求職活動等に専念できるよう、保育所等に入所する際の利用調整において加点する。	子ども未来局 子育て支援部	保育推進課
	18	休日保育	日曜、祝日に保育を実施します。	継続	○			○	休日保育実施施設	5施設	7施設	9施設	11施設	12施設	12施設	12施設	達成	令和4年度は12施設で実施。 【公立保育園】 ちあふるきた、ちあふるとよひら、ちあふるにし 【私立保育園】 元町にここに保育園、青葉興正保育園、北一条すずらん保育園、にこまるえん白石、札幌北はぐはぐ保育園 【私立小規模保育事業A型】 ちびっこ保育ルーム平岸ひまわり園、にこまるえん東白石、にこまるえん南郷、おーるまいてい中央保育室	令和5年度は12施設で実施予定。 【公立保育園】 ちあふるきた、ちあふるとよひら、ちあふるにし 【私立保育園】 元町にここに保育園、青葉興正保育園、北一条すずらん保育園、にこまるえん白石、札幌北はぐはぐ保育園 【私立小規模保育事業A型】 ちびっこ保育ルーム平岸ひまわり園、にこまるえん東白石、にこまるえん南郷、おーるまいてい中央保育室	子ども未来局 子育て支援部	施設運営課

取組項目	事業No.	事業・取組名	事業内容	計画策定時区分	主な対象			活動指標	当初値 H29 (2017) 年度	H30 (2018) 年度実績	R1 (2019) 年度実績	R2 (2020) 年度実績	R3 (2021) 年度実績	R4 (2022) 年度実績	目標値 R4 (2023) 年度	目標の達成・未達成	令和4年度(2022年度)実施状況	令和5年度(2023年度)実施予定	所管	
					乳幼児	小・中学生	高校生・若者												局/部	課
乳幼児期の子どもを育てる保護者への支援の充実	18	夜間保育事業	午前0時(一部施設は午後10時)までの保育を実施します。	継続	○			○	夜間保育事業を実施する施設数	3施設	3施設	3施設	3施設	3施設	3施設	達成	(1)札幌市大通保育園 【標準時間】10:00～21:00 【時間外保育】①8:00～10:00②21:00～24:00 (2)札幌市しせいかん保育園 【標準時間】10:00～21:00 【時間外保育】①8:00～10:00②21:00～22:00 (3)札幌市二十四軒南保育園 【標準時間】10:00～21:00 【時間外保育】①8:00～10:00②21:00～24:00	(1)札幌市大通保育園 【標準時間】10:00～21:00 【時間外保育】①8:00～10:00②21:00～24:00 (2)札幌市しせいかん保育園 【標準時間】10:00～21:00 【時間外保育】①8:00～10:00②21:00～22:00 (3)札幌市二十四軒南保育園 【標準時間】10:00～21:00 【時間外保育】①8:00～10:00②21:00～24:00	子ども未来局 子育て支援部	施設運営課
	18	時間外保育事業	開所時間の11時間を超えて、18時以降に1時間または2時間の時間外保育を実施します。	継続	○			○	時間外保育実施施設数	381施設	410施設	442施設	480施設	510施設	538施設	未定	令和4年度は538施設(公立保育所・認定こども園19、私立認可保育所・認定こども園379、公設民営保育所3、私立地域型保育事業所136、公設民営地域型保育事業所1)で実施。	令和5年度は540施設(公立保育所・認定こども園18、私立認可保育所・認定こども園384、公設民営保育所3、私立地域型保育事業所134、公設民営地域型保育事業所1)で実施予定。	子ども未来局 子育て支援部	施設運営課
	18	一時預かり事業	幼稚園等での一時預かりを実施します。(幼稚園型・一般型幼稚園タイプ・一般型保育所タイプ)	継続	○			○	幼稚園等での一時預かり事業定員数	4,316人	4,800人	5,948人	6,119人	7,146人	8,488人	未定	保護者の就労形態の多様化等に伴う様々な保育ニーズに対応するため、幼稚園等における一時預かり事業を継続して実施した。	保護者の就労形態の多様化等に伴う様々な保育ニーズに対応するため、幼稚園等における一時預かり事業を継続して実施する。	子ども未来局 子育て支援部	施設運営課
	18	病後児デイサービス事業	病気回復期にある児童を、就業や急用などにより家庭で保育できない保護者に代わって、病院等に付設した施設で預かります。	継続	○	○		○	実施施設数	6施設	6施設	6施設	6施設	6施設	7施設	8施設	未達成	・新たに1施設増加し7施設での実施。 ・新規施設開設のため、施設のない区を中心に、各医療機関にアプローチを行った。 ・病後児対応型施設7施設での実施 ・新規施設開設のため、施設のない区を中心に、各医療機関にアプローチを行っていく。	子ども未来局 子育て支援部	施設運営課
	18	ファミリー・サポート・センター事業	子育ての支援を受けたい方と援助したい方により会員組織をつくり、地域で子育て家庭を支える活動を支援する事業です。 日常的な預かりに対応する「さっぽろ子育てサポートセンター事業」と緊急時や病児、病後児の預かりに対応する「こども緊急サポートネットワーク事業」の2つの事業を実施します。 併せて、病児、病後児預かり時の負担を軽減するための補助制度を実施します。	継続	○	○		○	—								・全区のこそだてインフォメーションにおいて、ファミリー・サポート・センター事業と病後児デイサービス事業の事前登録窓口を実施。 ・新型コロナウイルス感染症の影響により、一部の預かりサービスを一時的に休止。 さっぽろ子育てサポートセンター事業 活動件数 4,426件 札幌市こども緊急サポートネットワーク事業 活動件数 475件	・引き続き、全区のこそだてインフォメーションにおいて、ファミリー・サポート・センター事業と病後児デイサービス事業の事前登録窓口を実施	子ども未来局 子育て支援部	子育て支援推進担当課
	18	市立幼稚園預かり保育事業	市立幼稚園において預かり保育を実施するとともに、園と家庭が連携したよりよい幼児期の子育てのあり方について研究し、その成果を発信します。	継続	○			○	就労枠を含めた1日当たりの預かり保育利用者数	5.1 (2016)	6.1	8.3	9.4	9.1	8.0	25	未達成	・市立幼稚園9園において、就労など様々な家庭の状況に対応した預かり保育を実施し、延べ18,139名利用。 ・実施日：月～金及び長期休業中の8時～18時(教育時間を除く) ・園と保護者が連携したよりよい子育ての在り方について各園の事例をもとに研究し、その成果を園便りやホームページ等で幼児教育施設や保護者に発信。 ・市立幼稚園9園において、就労など様々な家庭の状況に対応した預かり保育を実施。 ・実施日：月～金及び長期休業中の8時～18時(教育時間を除く) ・園と保護者が連携したよりよい子育ての在り方について各園の事例をもとに研究し、その成果を園便りやホームページ等で幼児教育施設や保護者に発信。	教育委員会 学校教育部	幼児教育センター 担当課

取組項目	事業No.	事業・取組名	事業内容	計画策定時区分	主な対象				活動指標	当初値 H29 (2017) 年度	H30 (2018) 年度実績	R1 (2019) 年度実績	R2 (2020) 年度実績	R3 (2021) 年度実績	R4 (2022) 年度実績	目標値 R4 (2023) 年度	目標の達成・未達成	令和4年度(2022年度)実施状況	令和5年度(2023年度)実施予定	所管	
					乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者												局/部	課
乳幼児期の子どもを育てる保護者への支援の充実	19	子育て短期支援事業(子どもショートステイ)	児童を養育している家庭の保護者が、疾病等の社会的な事由により家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童養護施設等において児童を一時的に養育します。	継続	○	○	○	○	市内実施箇所数	6ヶ所	6ヶ所	6ヶ所	6ヶ所	6ヶ所	6ヶ所	6ヶ所	達成	市内6カ所で事業を実施。 実施施設:(実施施設:児童養護施設5施設(札幌育児園、札幌南藻園、柏葉荘、興正学園、羊ヶ丘養護園)及び乳児院1施設(札幌乳児院)利用延べ日数:1,351日	市内6カ所で事業を実施予定。 実施施設:(実施施設:児童養護施設5施設(札幌育児園、札幌南藻園、柏葉荘、興正学園、羊ヶ丘養護園)及び乳児院1施設(札幌乳児院)利用延べ日数(見込):2,926日	子ども未来局 児童相談所	地域連携課
	20	保育センター運営	市民の保育ニーズの多様化に対応できるよう保育関係者の資質の向上を図ります。	継続	○			○	研修実施回数	7回	7回	7回	4回	6回	7回	7回	達成	保育所等の職員を対象に委託による研修を7回実施。	保育所等の職員を対象に委託による研修を7回実施予定。	子ども未来局 子育て支援部	施設運営課
	21	助産施設	保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦を入所させて、助産を受けさせることを目的とする施設であり、妊産婦に対して安全で衛生的な出産を保証するとともに、胎児が無事に生まれてくることを確保し、ひいては児童の健全な育成を図ります。	継続	○			○	助産の実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	達成	5施設12床で実施。	5施設12床で実施。	子ども未来局 子育て支援部	子育て支援推進担当課
	22	産後ケア事業	生後6か月未満の子どもがおり、家族等から十分な援助が得られず、かつ心身の不調又は育児不安等がある産婦を対象に、宿泊又は日帰りで休養の機会を提供し、母子の健康管理や育児に関する助言指導を行います。	継続	○			○	産後ケア事業の年間利用者数	337	243	286	361	517	478	350	達成	市内9カ所の助産所の助産師により、宿泊型と日帰り型で、産婦と6か月未満の児に対してケアの提供を実施した。	市内の助産所等にて助産師等により、宿泊型と日帰り型で、産婦と6か月未満の児に対してケアの提供をする。	保健福祉局 保健所	健康企画課
	追加	認可外保育施設等利用給付事業	国の基準に基づき、施設等利用給付認定を受けて、給付の対象となる認可外保育施設等を利用した方を対象に、一度利用料を施設にお支払いいただき、後日札幌市から還付する方法で給付を行います(給付額には上限有があります)。	追加掲載	○			○	事業の実施	—	—	実施	実施	実施	実施	実施	達成	令和3年度までと同様に、国の基準に基づき、認可外保育施設等を利用した方を対象に、利用料の一部を償還払いの方法で補助した。	令和4年度までと同様に、国の基準に基づき、認可外保育施設等を利用した方を対象に、利用料の一部を償還払いの方法で補助する。	子ども未来局 子育て支援部	保育推進課
	追加	幼児期の教育に関する保護者等への支援	市立幼稚園等において、幼児やその保護者等を対象に活動体験や子育てに関する講座などを実施します。	追加掲載	○			○	幼稚園体験イベント、講演会参加数(累計)	6,190名	5,621名	4,193名	1,916名	931名	2,363名	6,000名	未達成	・札幌市幼児教育講演会をライブ配信で実施。総視聴回数は126回。 ・市立幼稚園・市立認定こども園の「子育て広場」を10園で91回実施。累計で2,237名が参加。	・札幌市幼児教育講演会を9月に一定期間オンデマンド配信で実施予定。 ・市立幼稚園・市立認定こども園の「子育て広場」を10園で5月から3月まで実施予定。	教育委員会 学校教育部	幼児教育センター 担当課

取組項目	事業N.º	事業・取組名	事業内容	計画策定時区分	主な対象				活動指標	当初値 H29 (2017) 年度	H30 (2018) 年度 実績	R1 (2019) 年度 実績	R2 (2020) 年度 実績	R3 (2021) 年度 実績	R4 (2022) 年度 実績	目標値 R4 (2023) 年度	目標の達成・ 未達成	令和4年度(2022年度)実施状況	令和5年度(2023年度)実施予定	所管	
					乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者												局/部	課
施策2-2 子どもの学びの支援																					
学びを支える取組の推進	1	若者の社会的自立促進事業(学習支援)	学力格差の解消及び高校中退者等の進学・就労に資するよう、高校中退者等を対象に、高等学校卒業程度の学力の習得を目指す学習相談及び学習支援を、平成30年度から新たに実施します。	新規				○	学習支援への参加者数	—	21人	47人	49人	42人	50人	40人	達成	高校中退者等から延べ274件の相談に応じ、50名に対し高等学校卒業程度認定試験や高校受験を目標とした学習支援を実施した。このうち27名が高等学校卒業程度認定試験に1科目以上合格し、うち9名が高卒資格を取得、3名が高校入学試験に合格した。	引き続き高校中退者等からの相談に応じ、高等学校卒業程度認定試験や高校受験を目標とした学習支援を実施する。	子ども未来局 子ども育成部	子どものくらし・若者支援担当課
	2	「学ぶ力」の育成	学校・家庭・地域と教育委員会が一体となり、子どもたちに、「学ぶ力」の3要素「学ぶ意欲(主体的に学習に取り組む態度)」「学んだ力(基礎的・基本的な知識・技能)」「活かす力(思考力・判断力・表現力等)」をバランスよく育みます。	継続	○	○	○	「さっぽろっ子『学び』のススメ」の趣旨や活用の仕方について、保護者や地域等にも説明する学校の割合	86.3%	93.0%	93.9%	89.2%	94.9%	集計中	—	・各学校において作成している「学ぶ力」育成プログラムに「さっぽろっ子『学び』のススメ」の活用について明確に記すことで、子どもの「学ぶ力」育成に向けた自校の取組を家庭・地域にも説明し、連携した取組を推進した。 ・札幌市の共通指標等の自己評価結果を子どもや家庭と共有することや、「さっぽろっ子『学び』のススメ」に加えて、その趣旨を踏まえて新たに作成した、「さっぽろっ子小中一貫したつながりのススメ」、「さっぽろっ子ICT活用のススメ」を市内の小学校・中学校の全家庭に配布するとともに、「さっぽろっ子『学び』のススメ」については、ポスターを作成し、まちづくりセンターや児童会館、地下鉄駅等に配付・掲示を依頼し、札幌市の学校教育における子ども観・教育観を学校と家庭とが一層共有できるよう情報発信の充実を図った。	・各学校が、自校の子どもの「学ぶ力」の実現状況を踏まえて、指導方法等の課題を明確化し、改善に向けて「学ぶ力」育成プログラムを改訂し、実行に取り組む。 ・「自ら疑問や課題をもち、主体的に解決する学習」である課題探究的な学習を今一度、子どもの側から捉え直し、「子ども一人一人の主体性を大切にした多様な学び」について、授業改善を進めていく。 ・札幌市の共通指標等の自己評価結果を子どもや家庭と共有することや家庭向けリーフレット「さっぽろっ子『学び』のススメ」「さっぽろっ子ICT活用のススメ」「さっぽろっ子小中一貫したつながりのススメ」等を活用し、学校と家庭・地域が目指す子ども像や理念を共有し、連携・協働を図りながら子どもを支える教育環境の充実を図る。	教育委員会 学校教育部	教育課程担当課		
	3	家庭教育事業	保護者を対象とした講演会の開催や、その内容についての広報等を通じて、家庭教育に関する意識啓発を図るとともに、子どもとのより良い関わり方について広く発信します。	継続				○	家庭教育事業への年間参加者数	5,977人	6,454人	5,897人	989人	3,771人	7,276人	6,300人	達成	「家庭教育学級」は新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一部の園・学校では開設を見合わせている状況が継続しているが、開設数は緩やかな回復傾向にあり、80の園・学校が、感染症対策を講じながら学習会を企画・開催した(参加者1,721人)。 「親育ち応援団事業」は、子育て支援事業と連携し、乳幼児の保護者を対象とした講座を行ったほか(参加者167人)、著名人を講師としたオンライン配信による講演会を実施した(視聴回数5,365回)。また、自宅で気軽に家庭教育を学べるよう、HP「さっぽろ家庭教育ナビ」のサイト更新を行うなど、コンテンツの充実を図った(延べ閲覧者数24,746人)。	各家庭教育学級への活動支援を行うほか、家庭教育に関する動画配信を行うなど「さっぽろ家庭教育ナビ」を中心とした取組に力を入れ、多様な学習機会の提供を目指していく。	教育委員会 生涯学習部	生涯学習推進課
	4	札幌まなびのサポート事業	生活困窮世帯の中学生の子どもに対し、学習習慣の定着を図り高校進学を実現するとともに、自己肯定感を持てるような居場所の提供を行うことを目的とした学習支援事業を実施します。	継続				○	学習支援事業の参加人数	618人	522人	479人	448人	476人	489人	未定	個別学習支援の開始時期について、例年は6月としていたが、令和4年度より、前年度継続者は4月開始、新規参加者は5月開始とした。 引き続き、市内40会場(約15名/会場)で実施し、482人の生徒の参加があった。	令和4年度と同様に、継続者は4月開始、新規参加者は5月開始とする。 実施規模も前年度同様とし、市内40会場(約15名/会場)、600名程度を見込んでいる。	保健福祉局 総務部	保護課	

取組項目	事業N.º	事業・取組名	事業内容	計画策定時区分	主な対象				活動指標	当初値 H29 (2017) 年度	H30 (2018) 年度 実績	R1 (2019) 年度 実績	R2 (2020) 年度 実績	R3 (2021) 年度 実績	R4 (2022) 年度 実績	目標値 R4 (2023) 年度	目標の達成・ 未達成	令和4年度(2022年度)実施状況	令和5年度(2023年度)実施予定	所管	
					乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者												局/部	課
学びを支える取組の推進	5	ひとり親家庭学習支援ボランティア事業	ひとり親家庭の児童(小学校3年生から中学校3年生)に対し、学習支援(市内10区の会場で実施)により学習習慣を身につけさせるとともに基礎的な学力の向上を図り、また進学や進路等の相談を通じてひとり親家庭の不安感を解消し、ひとり親家庭の自立を促進します。	継続		○			—									市内全10区でひとり親家庭の子を対象として、大学生等のボランティアによる学習支援を行い、学習習慣を身に付けさせ基礎的な学力の向上を図るとともに、進学や進路等の相談を通じ、ひとり親家庭の不安感の解消を図った。 ・参加児童数:延べ2,484人 ・登録ボランティア数:149人	市内全10区でひとり親家庭の子を対象として、大学生等のボランティアによる学習支援を行い、学習習慣を身に付けさせ基礎的な学力の向上を図るとともに、進学や進路等の相談を通じ、ひとり親家庭の不安感を解消する。 市内全10区で実施 原則週1回、2時間程度	子ども未来局 子育て支援部	子育て支援課
	6	スタディメイト派遣事業	児童養護施設等に入所中の児童に対し、大学生などの有償ボランティアを派遣し、学習支援等を行います。	継続	○	○	○	学習支援等を実施した延べ児童数	1,043人	820人	1,009人	626人	461人	700人	920人	未達成	児童養護施設等に入所している児童に対して有償ボランティアが学習支援等を実施。	実施予定なし(令和4年度をもって事業廃止)	子ども未来局 児童相談所	地域連携課	
	7	アイヌ民族の児童・生徒の学習支援	アイヌの児童・生徒に対し、進学率向上を目的とした学習支援事業を実施します。	継続		○	○	参加児童数(延べ人数)	61人	77人	55人	49人	33人	18人	200人	未達成	開催日:夏季 令和4年8月3日～7日 冬季 令和5年1月8日～12日 開催場所:札幌市共同利用館	夏季及び冬季において、各5日間、札幌市共同利用館にて実施予定	市民文化局 市民生活部	アイヌ施策課	
		札幌市教育センター(日本語教室)	札幌市教育センターの附属施設「日本語教室」において、札幌市立小・中学校に在籍している海外帰国児童生徒及び外国人児童生徒の日本語学習や学校生活への適応に向けた支援を行います。	追加掲載		○		—	学びの支援総合支援センター事業に統合							令和3年度で終了		教育委員会 学校教育部	教育相談担当課		
子どもが安心して学ぶための支援体制の推進	8	スクールソーシャルワーカーの活用【再掲1ー1】	教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識や経験を有するスクールソーシャルワーカーが、児童生徒がおかれた様々な環境へ働きかけたり、関係機関等とのネットワークを構築したりして、困難を抱える児童生徒を支援します。 また、スクールソーシャルワーカーの活用を一層進め、児童生徒の支援体制をさらに充実させます。	拡充		○	○	○	スクールソーシャルワーカーの配置人数	11人	18人	18人	19人	19人	19人	18人	達成	・スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」という。)の対応件数:427件 ・支援が必要な子どもを早期に発見するため、小学校を巡回する巡回スクールソーシャルワーカー(以下「巡回SSW」という。)が受けた相談件数:1,725件。なお、SSW(有資格者)派遣に至らないものについては、巡回SSWが、教員経験者としての知見を生かした助言を行い、問題の解決に導くことができた。	引き続き、巡回SSWの訪問等により、支援を要する子どもの早期発見に努めるとともに、既に支援を受けている家庭の状況を継続的に把握し、児童相談所や家庭児童相談室、警察等の関係機関との連携を強め、問題を抱える子どもを支援する体制を一層整えていく。	教育委員会 学校教育部	児童生徒担当課
	9	スクールカウンセラーの活用【再掲1ー1】	児童生徒の臨床心理に関して高度な専門的知識及び経験を有するスクールカウンセラーを、全市立小・中・高等学校・特別支援学校及び中等教育学校に配置し、児童生徒や保護者の教育相談に対応します。 また、小学校へのスクールカウンセラーの配置時間数を拡充するなど、学校の教育相談体制のさらなる充実に取り組めます。	拡充		○	○	○	小学校へのスクールカウンセラー配置時間数	54時間	66時間	69時間	69時間	69時間	69時間	69時間	達成	小中一貫した継続的支援につなげるため、同じ中学校区内にある小・中学校を、できる限り共通のスクールカウンセラー(以下「SC」という。)が担当できるよう配置を工夫したほか、各学校に積極的なSC活用を働きかけた結果、令和4年度は47,549件の相談があった。 新型コロナウイルス感染症に係る対応では、教職員とSCが連携して児童生徒の心のケアに取り組んだほか、ストレス対処に関する授業にSCが参加するなど、子どもの状況を理解する機会の充実や、相談しやすい環境づくりに努めた。	・小中一貫したパートナー校に可能な限り同一のSCを配置するなどの工夫を一層進め、進学後も児童生徒やその保護者が同じSCに相談できる環境を整備し、小中一貫した継続的支援に繋げていく。 ・SC連絡協議会等においてSCが果たすべき役割や、果的な活用について研修を行うなどして、引き続き子どもが相談しやすい環境づくりを進める。	教育委員会 学校教育部	児童生徒担当課

取組項目	事業No.	事業・取組名	事業内容	計画策定時区分	主な対象			活動指標	当初値 H29 (2017) 年度	H30 (2018) 年度 実績	R1 (2019) 年度 実績	R2 (2020) 年度 実績	R3 (2021) 年度 実績	R4 (2022) 年度 実績	目標値 R4 (2023) 年度	目標の達成・ 未達成	令和4年度(2022年度)実施状況	令和5年度(2023年度)実施予定	所管	
					乳幼児	小・中学生	高校生・若者												局/部	課
子どもが安心して学ぶための支援体制の推進	10	子どもの学びの環境づくり事業	不登校児童生徒の受け皿となっている札幌市内のフリースクール等民間施設に対し、児童生徒の指導体制の整備や、教材・体験活動等の充実を目的として当該経費の一部を助成しています。平成29年度から、児童生徒数に応じた補助上限額の段階を増やし、支援の拡充を図っています。	29年度拡充		○		フリースクールなど民間施設事業費補助団体数	8団体	9団体	10団体	9団体	11団体	12団体	10団体	達成	12団体への補助を行い、通所する子どもたちの学習環境の充実へと繋げた。	不登校児童生徒の受け皿となっているフリースクールに対し、令和4年度と同様に補助を実施する。	子ども未来局 子ども育成部	子どものくらし・若者支援担当課
	11	相談支援パートナー事業	不登校や不登校の心配のある児童生徒に対し、個に応じたきめ細かな支援を行い状況改善を図ります。主に登校しても教室に入ることができない児童生徒に対し、別室における学習等の支援を行います。	継続		○		相談支援リーダー・パートナーの支援による不登校状況の改善率	89.40%	89.40%	77.10%	81.00%	73.20%	81.29%	90.00%	未達成	・不登校や不登校の心配のある児童生徒に対し、一人一人の状況に応じたきめ細やかな支援を行うとともに、モデル校(小学校100校)における相談支援パートナーの活用について効果検証を行った。	小学校8校に相談支援リーダーを、全中学校・義務教育学校・中等教育学校に相談支援パートナーを配置し、不登校や不登校の心配のある児童生徒への支援を継続するとともに、小学校100校を継続モデル校とし、早期段階における相談支援パートナーの活用についての効果検証を行う。	教育委員会 学校教育部	教育相談担当課
	12	不登校児童生徒に対する相談・支援	不登校児童生徒に対し、学校復帰や社会的自立に向けた教育支援センターでの支援の充実を図るとともに、個別相談を実施することにより、子どもや保護者の不安を和らげる取組を推進します。	継続		○	○	教育支援センターにおける不登校状況の改善率	41.30%	59.00%	65.48%	67.10%	60.10%	46.00%	60.00%	未達成	・より多くの不登校児童生徒が、通所しやすくなるよう教育支援センターの活動開始と終了の時刻を統一し、どの施設でも多様なニーズに応え、柔軟な支援ができるようにした。 ・市内小中学校の不登校児童生徒保護者の交流会を年2回実施した。	・より多くの不登校児童生徒が利用しやすくなるよう、施設未設置区で教育支援センターサテライトを試行的に実施する。 ・支援につながっていない不登校児童生徒を対象に、教育支援センター宮の沢においてオンラインに特化した支援を試行的に実施する。 ・平日だと参加が難しい保護者に配慮し、市内小中学校の不登校児童生徒の保護者を対象とした交流会を土曜日に開催する。	教育委員会 学校教育部	教育相談担当課
	追加	札幌市帰国・外国人児童生徒教育支援事業	札幌市立小学校、中学校、中等教育学校、高等学校に在籍する、日本語指導等が必要な帰国・外国人児童生徒に対する指導の充実を図るため、指導協力者の派遣による教育支援を行います。	追加掲載		○	○	支援した児童生徒数	60名	71名	86名	91名	72名	113名	90名	達成	市立小中学校・中等教育学校・高等学校に在籍する日本語指導等が必要な帰国・外国人児童生徒に対する指導の充実を図るため、支援を必要とする児童生徒の在籍校へ指導協力者を派遣し、当該児童生徒の円滑な学校生活に資するようにした。	日本語指導等が必要な帰国・外国人児童生徒に対する指導の充実を図るため、研修の実施や指導協力者の拡充を図り、支援を必要とする児童生徒の在籍校へ指導協力者を派遣し、当該児童生徒の円滑な学校生活に資する。	教育委員会 学校教育部	教育課程担当課
	追加	学びの支援総合センター事業	障がいや不登校、日本語習得への困難さなどにより、個別に特別な支援を必要とする子どもへの相談・支援を総合的に行う体制を整備し、対象となる児童生徒への支援の充実を図ります。	追加掲載		○	○	—									従来の不登校や発達に係る相談に加え、帰国・外国人児童生徒の日本語の困りに対して、日本語能力判定コーディネーターを配置し、日本語の能力のアセスメントを通して、帰国・外国人児童生徒に対する教育相談・支援の充実を図った。	帰国・外国人児童生徒教育支援事業連絡推進会議等において、「学びの支援総合センター」の周知を行う。また、日本語能力判定コーディネーターの各種研修会での活用に関わる情報発信を行う。	教育委員会 学校教育部	教育相談担当課

取組項目	事業No.	事業・取組名	事業内容	計画策定時区分	主な対象				活動指標	当初値 H29 (2017) 年度	H30 (2018) 年度 実績	R1 (2019) 年度 実績	R2 (2020) 年度 実績	R3 (2021) 年度 実績	R4 (2022) 年度 実績	目標値 R4 (2023) 年度	目標の達成・ 未達成	令和4年度(2022年度)実施状況	令和5年度(2023年度)実施予定	所管	
					乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者												局/部	課
教育の機会均等を図るための経済的支援の充実	13	高等学校等生徒通学交通費助成	札幌市内に居住し、公共交通機関を利用して石狩管内の高等学校などに通う生徒に対し、通学に要する交通費のうち基準額を超える額の1/2を助成します。	新規			○		通学交通費の助成	—	助成開始	継続	継続	継続	継続	継続	達成	助成者数 611人	助成予定者数 710人	教育委員会 学校教育部	教育推進課
	14	就学援助	経済的理由により、就学困難な小・中学生がいる世帯に対し、その世帯の収入に応じて学用品費、修学旅行費、給食費等学校教育にかかる費用の一部を助成します。 また、支給費目の追加など、制度の充実に取り組みます。	拡充		○			—									助成児童生徒数 ・小学生 10,966人 ・中学生 6,321人	助成児童生徒数見込み ・小学生 11,892人 ・中学生 6,797人	教育委員会 学校教育部	教育推進課
	15	奨学金支給	意欲や能力があるにもかかわらず経済的理由によって修学困難な学生又は生徒に対し、返還義務のない奨学金を支給します。	継続			○		採用人数	1,297人	1,306人	1,291人	1,500人	1,500人	1,500人	1,500人	達成	奨学生採用人数内訳 ・高校等 1,240人 ・大学等 260人	奨学生採用人数内訳 ・高校等 1,240人 ・大学等 260人	教育委員会 学校教育部	教育推進課
	16	札幌市特別奨学金支給事業	札幌市特別奨学金支給条例に基づき、経済的に困窮している世帯の子どもが技能習得を目的とした高等学校等に通うために必要な学費を支給します。	継続			○		—									・技能習得資金 受給者数:146人 (公立:121人、私立:25人) ・支度資金 受給者数:31人 (公立:30人、私立:1人)	生活が困難になっている世帯の経済的自立を図るため、その世帯の生徒が技能取得を目的とした高等学校等に通う場合に、返還義務のない奨学金を支給する。	子ども未来局 子育て支援部	子育て支援推進課
	17	義務教育児童生徒遠距離通学定期料金助成	札幌市立小・中学校へバス等の公共交通機関を利用して通学する児童生徒の保護者に対し、通学定期料金の全額を助成します。	継続		○			対象者への年間助成率	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	達成	助成児童生徒数 ・小学生 1,034人 ・中学生 242人	助成児童生徒数見込み ・小学生941人 ・中学生234人	教育委員会 学校教育部	教育推進課
	18	特別支援教育就学奨励費	札幌市立小・中学校の特別支援学級に就学している児童生徒、通常学級に在籍しているが重度の障がいや疾病のある児童生徒、通級指導教室に通級している児童生徒がいる世帯に対し、その世帯の収入に応じて学用品費、給食費等学校教育にかかる費用の一部を助成します。	継続		○			—									助成児童生徒数 ・小学生 1,344人 ・中学生 473人	助成児童生徒数見込み ・小学生 1452人 ・中学生 552人	教育委員会 学校教育部	教育推進課
	19	高等学校定時制課程教科用図書給与	高等学校定時制課程への修学を促進し、教育の機会均等を保障することを目的として、高等学校定時制課程に在学する有職生徒に教科用図書を給与します。	継続			○		対象者への年間助成率	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	達成	決算額 1,116,356円 (無償給与実績 164名)	予算額 1,238千円	教育委員会 学校教育部	教育推進課
	20	高校生留学支援事業	将来を担う国際感覚豊かな人材の育成を目的として、高等学校、中等教育学校(後期課程)及び特別支援学校(高等部)に在籍する生徒を対象に、留学に要する費用の一部補助を実施します。	継続			○		—	R1年度をもって終了										経済観光局 経済戦略推進部	産業立地・戦略推進課

取組項目	事業N°	事業・取組名	事業内容	計画策定時区分	主な対象				活動指標	当初値 H29 (2017) 年度	H30 (2018) 年度 実績	R1 (2019) 年度 実績	R2 (2020) 年度 実績	R3 (2021) 年度 実績	R4 (2022) 年度 実績	目標値 R4 (2023) 年度	目標の達成・ 未達成	令和4年度(2022年度)実施状況	令和5年度(2023年度)実施予定	所管			
					乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者												局/部	課		
施策2-3 子どもの居場所づくり・体験活動の支援																							
子どもの居場所づくりの推進	1	地域における子どもの居場所づくりの推進に向けた取組	子ども食堂など、地域における子どもの居場所の運営状況や地域ニーズの調査に基づき作成したガイドブックを活用して、利用や開設に向けた活動紹介や情報提供を進めるとともに、広く利用や参加、支援の機運醸成を図ります。また、子どもにとって身近で、安心できる地域における居場所づくりの推進に向けた効果的な支援策を検討します。	新規			○	○		支援により、新たに居場所づくりに取り組んだ、又は機能や機会を増やした団体	—	—	—	31団体	43団体	53団体	40団体	達成	・子ども食堂など子どもの居場所づくり活動に取り組む団体に対し、活動にかかる経費の一部を補助する事業を実施(16団体に1,315千円)。 ・子ども食堂などの団体が行う居場所や訪問による子どもの状況把握や見守りの活動に取り組む団体に対し、経費を補助する事業を実施(8団体1,703千円)。 ・市ホームページ掲載の札幌市内の子ども食堂等一覧を随時更新した。	・子ども食堂など子どもの居場所づくり活動に取り組む団体に対し、活動にかかる経費の一部を補助する事業を継続。 ・子ども食堂などの団体が行う居場所や訪問による子どもの状況把握や見守りの活動に取り組む団体に対し、経費を補助する事業を継続。 ・子どもコーディネーターの子ども食堂等への巡回を更に拡大し、運営団体との連携を強化する。 ・ホームページを活用し、運営団体及び市民に対し、子どもの居場所づくり活動に関する情報提供を行う。	子ども未来局 子ども育成部	子どものくらし・若者支援担当課	
	2	新型児童会館整備	既存の児童会館及びミニ児童会館(放課後子ども館を含む。)を、小学校(必要に応じ、まちづくりセンターや地区会館など地域のまちづくり活動施設)と併設した児童会館として再整備を進めます。	拡充			○	○	○	新型児童会館整備数(累計)	2館	6館	9館	11館	14館	15館	17館	未達成	苗穂・本町児童会館の整備を行った。	東山児童会館、山の手児童会館、光陽児童会館及び元町北ボプラ児童会館の整備を行う。	子ども未来局 子ども育成部	子ども企画課	
	3	児童会館、ミニ児童会館	児童会館、ミニ児童会館では、児童・父母がともに参加できる親子工作会、スポーツ大会などの各種つどいやクラブ・サークル活動、野外活動、自主活動などの事業等を実施するほか、児童クラブに登録している子どもも一般利用の子どもも分け隔てなく、積極的な交流を通じて、健全育成を図ります。 ※児童会館は高校生まで、ミニ児童会館は小学生が対象	継続			○	○	○	児童会館・ミニ児童会館利用者数	3,830,280人	3,897,221人	3,700,284人	2,607,855人	2,655,032人	3,304,676人	3,900,000人	未達成	貧困等の格差なく全ての児童が体験活動を得ることができるように、児童の校外生活を豊かにし、異年齢集団で遊びを通じて地域における児童の交流をいっそう深めることを目的に、下記の取組を実施した。 ○各種集い(工作会・スポーツ大会・鑑賞会・読み聞かせ等) ○クラブ活動(音楽・ダンス・スポーツ等児童の要望にあったクラブ) ○学習支援活動(小学校教員のプロジェクトにより作成した指導員向けマニュアル「学習レシピ」の活用等) ○長期休業期間中の宿題タイム ○子ども運営委員会(子どもたちが児童会館の運営に関わる取組) 令和4年度も新型コロナウイルス感染症の影響で活動が制限されたが、感染リスクが少ないとされる屋外での活動を増やしたり、オンラインや動画配信等で活動発表の場を設けたりするなど、感染拡大防止に努めながらも、地域との交流を維持することができた。	児童の校外生活を豊かにし、異年齢集団で遊びを通じて地域における児童の交流をいっそう深めることを目的に、昨年度に引き続き、下記の取組を実施する。 ○各種集い(工作会・スポーツ大会・鑑賞会・読み聞かせ等) ○クラブ活動(音楽・ダンス・スポーツ等児童の要望にあったクラブ) ○学習支援活動(小学校教員のプロジェクトにより作成した指導員向けマニュアル「学習レシピ」の活用等) ○長期休業期間中の宿題タイム ○子ども運営委員会(子どもたちが児童会館の運営に関わる取組)	子ども未来局 子ども育成部	子ども企画課	
	4	放課後子ども教室	児童会館やミニ児童会館が利用しにくい地域で、地域住民や保護者等が運営する「放課後子ども教室」を実施します。	継続				○		実施館数(各年度4月時点)	5館	4館	4館	4館	3館	3館	3館	3館	達成	児童会館やミニ児童会館を利用しにくい地域において、PTAや町内会などの参画を得て、「放課後子ども教室」を実施し、安心して活動できる場を確保した。(計3館) ○コッポンオリ教室 ○西子ども館～PEACE～ ○とよたきこども館	引き続き、放課後子ども教室3館を継続実施する。	子ども未来局 子ども育成部	子ども企画課
	5	札幌市児童育成会運営補助	保護者の就労等による留守家庭児童を対象に、生活の場と適切な遊びの提供を通じた健全育成を図っている民間の児童育成会に対し、登録児童数等に応じて助成金の交付を行います。	継続				○		民間児童育成会数(各年度4月時点)	48	47	46	45	45	43	47		未達成	保護者の就労等による留守番家庭児童を対象に、遊びなどの指導を通じた健全育成を図っている民間児童育成会43団体に対し、利用児童数に対して助成金の交付を行った。	引き続き、民間児童育成会43団体に対し、利用児童数等に応じた運営費等の助成金の交付を行う。	子ども未来局 子ども育成部	子ども企画課

取組項目	事業No.	事業・取組名	事業内容	計画策定時区分	主な対象			活動指標	当初値 H29 (2017) 年度	H30 (2018) 年度 実績	R1 (2019) 年度 実績	R2 (2020) 年度 実績	R3 (2021) 年度 実績	R4 (2022) 年度 実績	目標値 R4 (2023) 年度	目標の達成・ 未達成	令和4年度(2022年度)実施状況	令和5年度(2023年度)実施予定	所管	
					乳幼児	小・中学生	高校生・若者												局/部	課
子どもの体験活動の推進	6	地域学校協働活動推進事業(旧「サッポロサタデースクール事業」)	地域の多様な経験や技能を持つ人材・企業等の豊かな社会資源を活用したプログラムを土曜日等に実施する「サッポロサタデースクール」を通して、地域と学校の連携の仕組みを整えることにより、地域全体で子どもを育てる環境の醸成を目指します。	拡充		○		サッポロサタデースクール実施校数	30校	43校	47校	12校	14校	28校	56校	未達成	28校25運営協議会で子どもたちに学びや体験の場を提供した。新型コロナウイルス感染症の影響が継続し、依然として活動の見合わせや参加人数の制限等が行われたが、感染症対策を講じながら、徐々に地域との活動を再開する兆しが見え、コロナ禍以降では最大の参加者数となった。 また、平日拡大の取組により、教育課程内において事業活用がなされるなど、学校、地域の連携が推進されたほか、教員の負担軽減に繋がるなど一定の成果がみられた。	昨年度試行的に実施した平日拡大の取組を本格実施するとともに、従来の子どもたちへの学習支援・体験活動の提供のみならず、様々な場面で地域が学校を支えられる仕組みとなるよう、プログラムの企画・調整・実施を通じて、地域と学校の持続可能な連携・協働の体制づくりを進め、地域全体で子どもを育てる環境を醸成する。 ※R5より事業名称を「地域学校協働活動推進事業」へ変更	教育委員会 生涯学習部	生涯学習 推進課
	7	プレーパーク推進事業	子どもの自主性・創造性・協調性を育むことを目的として、子どもが身近な公園等において自分の責任で自由に遊ぶことができるよう、地域住民等が主体的に開催・運営するプレーパークを推進します。	継続	○	○		プレーパークの年間参加者数	4,588人	4,750人	4,860人	2,410人	3,461人	7,104人	6,000人	達成	①プレーパークの普及啓発事業として、出前講座を1回、出張プレーパークを1回、プレーパーク体験イベント及びイベントへのブース出展を12回実施。 ②プレーパークを開催・運営する市民団体に活動支援を実施。(相談対応窓口の設置/プレーリーダーの派遣(282名)/開催周知用チラシ・ポスターの印刷(11,484枚)/開催に必要な道具の貸出(100回)) ③プレーリーダー研修会及び安全管理講習会、プレーパークの活動報告会をそれぞれ1回実施。	・プレーパークの普及啓発事業として、出前講座、出張プレーパーク、プレーパーク体験イベント及びイベントへのブース出展を実施(年間計6回程度)。加えて子育てサロン等において、プレーパークの周知を兼ねたヒアリング会を実施する(年間24回程度)。 ・プレーパークを開催・運営する市民団体への活動支援を実施。(相談対応窓口の設置/プレーリーダーの派遣/開催周知用チラシ・ポスターの印刷/開催に必要な道具の貸出) ・プレーリーダー研修会、安全管理講習会、プレーパークの活動報告会・意見交換会の実施。	子ども未来局 子ども育成部	子どもの権利推進課
	8	子どもの体験活動の場支援事業	旧真駒内緑小学校跡施設「まこまる」において、子どもの自立性と社会性を育むことを目的に、プレーパークや昔遊びなど、多様な体験機会を子どもに提供する子どもの体験活動の場「Coミドリ(こみどり)」の運営を支援します。	継続	○	○		「Coミドリ」年間来館者数	17,762人	17,870人	16,271人	1,030人	5,373人	12,335人	20,000人	未達成	適切な感染防止対策を講じてプレーパーク(年間177回実施)や多様な体験プログラムを提供するとともに、花壇等を利用して多世代交流、地域連携事業を実施(子どもの体験活動の場及び多世代交流、地域連携事業:年間94回実施)。	プレーパーク(金土日及び市立小学校長期休み期間の水～日祝実施)や多様な体験プログラムを提供するとともに、花壇等を利用して多世代交流、地域連携事業を実施予定。	子ども未来局 子ども育成部	子どもの権利推進課
	9	少年団体活動促進事業	様々な体験活動を通して、子どもの自主的な社会参加、連帯意識の向上を促し、青少年活動を担う人材を育成する研修事業等を通じて、少年団体の円滑な活動と活発化を図ります。	継続		○	○	少年団体加入者数	28,664人	28,542人	27,596人	26,148人	16,114人	20,128人	29,000人	未達成	・市内で活動する少年6団体の新規加入者募集に関する広報として、市内小学校・児童会館・ミニ児童会館に配布される「エコチル」に各団体の告知記事を掲載。市内の児童に対し、広く団体のPRを行った。 ・子どもの活動等の中心としてふさわしい資質をもったジュニアリーダーを育成する研修を実施。基本研修は46回行い、受講者は延べ954名であった。新型コロナウイルス感染症の影響により受講者数は減少したが、オンラインでの自宅学習を通して、子ども達の自主性や協調性を高めることができた。	様々な体験活動を通して、子どもの自主的な社会参加、連帯意識の向上を促し、青少年活動を担う人材を育成しながら、子ども会を始めとした少年団体の円滑な活動と活発化を図る。	子ども未来局 子ども育成部	子どもの権利推進課
	10	進路探究学習オリエンテーリング事業	将来の生き方や進路についてよく考えるとともに、体験を通じて働くことの意義を感じ取ることができるよう、中学生を対象として、専修学校・各種学校と連携し、夏季・冬季休業期間中に、札幌市内及び近郊の専修学校等を会場とした職業体験講座を実施します。	継続		○		年間参加生徒数	1,169人	884人	1,252人	1,001人	1,143人	707人	1,660人	未達成	・令和3年度と同等の参加対象及び実施期間にするとともに、これまで人気のあった分野の講座数や講座の受け入れ人数を増やすなど、中学生の職業体験の機会を広げ、進路探究学習の充実を図った。	・希望する生徒が複数の講座に参加できるようにし、様々な職業を体験できるようにする。 ・本事業の魅力が伝わり、興味関心が高まるようなチラシやポスターを配布して、より多くの中学生が本事業に参加できるよう工夫する。	教育委員会 学校教育部	教育課程 担当課

基本施策3 困難を抱える若者を支える取組の推進

取組項目	事業No.	事業・取組名	事業内容	計画策定時区分	主な対象				活動指標	当初値 H29 (2017) 年度	H30 (2018) 年度実績	R1 (2019) 年度実績	R2 (2020) 年度実績	R3 (2021) 年度実績	R4 (2022) 年度実績	目標値 R4 (2023) 年度	目標の達成・未達成	令和4年度(2022年度)実施状況	令和5年度(2023年度)実施予定	所管	
					乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者												局/部	課
施策3-1 社会的自立に向けた支援																					
若者の自立支援の促進	1	若者の社会的自立促進事業(学習支援) 【再掲2-2】	学力格差の解消及び高校中退者等の進学・就労に資するよう、高校中退者等を対象に、高等学校卒業程度の学力の習得を目指す学習相談及び学習支援を、平成30年度から新たに実施します。	新規				○	学習支援への参加者数	—	21人	47人	49人	42人	50人	40人	達成	高校中退者等から延べ274件の相談に応じ、50名に対し高等学校卒業程度認定試験や高校受験を目標とした学習支援を実施した。このうち27名が高等学校卒業程度認定試験に1科目以上合格し、うち9名が高卒資格を取得、3名が高校入学試験に合格した。	引き続き高校中退者等からの相談に応じ、高等学校卒業程度認定試験や高校受験を目標とした学習支援を実施する。	子ども未来局 子ども育成部	子どものくらし・若者支援担当課
	2	困難を有する若者への相談支援及び支援機関ネットワークの充実 【再掲1-1】	若者支援施設において、ひきこもりやニート等困難を有する若者のための相談事業や、自立支援プログラムを実施するなど、若者の社会的自立に向けた総合的な支援を行います。 また、「さっぽろ子ども・若者支援地域協議会」をはじめとする支援機関の連携により、困難を有する子ども・若者を速やかに適切な支援機関へとつなげられるように取り組みます。	拡充				○	自立支援の新規相談登録者数	354人	308人	351人	297人	304人	392人	400人	未達成	・若者支援総合センターを中心とした若者支援施設5館において、困難を有する若者やその家族からの相談に応じたほか、就労支援セミナー、対人トレーニング、就労体験等の自立支援プログラムを実施し、若者の社会的自立を促進した。 ・困難を有する子ども・若者を適切な支援機関へとつなげられるよう、「さっぽろ子ども・若者支援地域協議会」において、支援機関相互の連携促進に取り組んだ。	引き続き若者支援総合センターを中心とした若者支援施設5館において、相談事業や自立支援プログラムを実施するほか、学校や地域へのアウトリーチ型居場所づくりを行い、支援を必要とする若者の発見機能の強化に取り組む。	子ども未来局 子ども育成部	子どものくらし・若者支援担当課
	3	公立大学法人札幌市立大学運営費交付金の交付(授業料・入学金の減免)	経済的困窮状態にある学生が、学費の不安を抱えることなく、勉学に集中できる環境を提供できるよう、札幌市立大学への運営費交付金において授業料・入学金の減免に係る費用を加味します。	拡充				○	—								令和4年度実施状況 ○授業料減免 減免人数:前期127人、後期117人 減免金額 合計:42,923,550円 ○入学金減免 減免人数:25人 減免額:3,854,000円	申請状況による。	まちづくり政策局 政策企画部	企画課	
	4	中学校卒業者等への進路支援事業	札幌市若者支援総合センターにおいて、中学校及び高等学校の卒業時や高等学校の中途退学時等の進路未定者に対し、進学や就労に向けた支援を行います。	継続				○	進路未決定者等の学校からの情報提供数	46件	53件	94件	77件	56件	39件	60件	未達成	進路支援員1名を配置し、市内の中学校へ訪問し事業の周知及び協力依頼を行ったほか、中学校及び高等学校からの依頼により生徒本人及び保護者からの進路相談に応じ、18名が就労・進学等の進路決定に至った。	札幌市若者支援総合センターに進路支援員を1名配置し、学校訪問や進路相談等に応じる。	子ども未来局 子ども育成部	子どものくらし・若者支援担当課
	5	社会体験機会創出事業	ひきこもりやニート等困難を有する若者の職場体験やボランティア体験等の受入先となる企業の開拓等を行います。	継続				○	社会体験に参加した延べ人数	798人	824人	703人	469人	190人	319人	950人	未達成	企業等開拓員を1名配置し、協力企業の開拓を行い、67社の新規協力企業を獲得した。また、延べ319人の社会体験(就労体験)を実施し、208名が就労等の進路決定に至った。	札幌市若者支援総合センターに企業等開拓員を1名配置し、企業開拓や社会体験のサポートを行う。	子ども未来局 子ども育成部	子どものくらし・若者支援担当課
	6	市立札幌大通高等学校支援事業	多様なニーズを有する大通高校の生徒に対して、企業や福祉機関等の外部機関と連携した就労支援などを行います。	継続				○	就職希望者の就職率	85.1%	88.1%	98.4%	100.0%	81.0%	83.8%	95%	未達成	・厚生労働省認定キャリア・コンサルタントより、教職員とは異なる視点で就職指導のサポートを実施した。 ・定期考査期間以外は求人票公開、解禁日を経て、複数回受験する生徒の継続的相談体制を整備した。	・生徒が主体的に自己の将来について考える力を養い、高校卒業後に自立できるよう、より実践的なキャリア教育を実施する。 ・生徒が長期的な視点を持ち、自身の生き方について主体的に考えられるような支援を行う。 ・就職希望者に対して、受験先企業の選択、履歴書の作成や面接指導等、進路決定に向けた具体的なアドバイスやサポートを実施する。	教育委員会 学校教育部	学びのプロジェクト担当課
	7	フレッシュスタート塾事業	学校卒業後3年以内の新卒未就職者等を対象に、就職に必要な能力及び社会人基礎力を身につけてもらう研修や職場実習等を実施し、地元企業への早期の正社員就職を支援します。	継続				○	正社員就職率	ワークトライアル事業と統合										経済観光局 経営支援・雇用労働担当部	雇用労働課
	8	ワークトライアル事業	概ね50歳以下の求職者及び非正規社員を対象に、就職に必要な能力及び社会人基礎力を身につけてもらう研修や職場実習等を実施し、市内企業への正社員及び正社員への転換が可能な早期の就職を支援します。	継続				○	本事業の参加者の就職率	—	69%	76.9%	75.2%	81.5%	76.2%	70%	達成	受講者数130名 正社員就職者数91名:就職率70.0% 就職者数(非正規等含む)99名:76.2%	受講者数140名 正社員就職者数98名:就職率70.0%	経済観光局 経営支援・雇用労働担当部	雇用労働課

取組項目	事業N.º	事業・取組名	事業内容	計画策定時区分	主な対象				活動指標	当初値 H29 (2017) 年度	H30 (2018) 年度 実績	R1 (2019) 年度 実績	R2 (2020) 年度 実績	R3 (2021) 年度 実績	R4 (2022) 年度 実績	目標値 R4 (2023) 年度	目標の達成・ 未達成	令和4年度(2022年度)実施状況	令和5年度(2023年度)実施予定	所管	
					乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者												局/部	課
若者の自立支援の促進	9	就労支援コーディネーター派遣事業	児童養護施設等に入所中又は退所した児童や、里親・ファミリーホーム等に委託中又は委託解除された児童で、学校卒業を控えている児童等に対して「就労支援コーディネーター」を派遣し、卒業に向けたきめ細やかな就労支援を行います。	継続		○	○	就職希望者内定率	社会的養護自立支援事業に統合										子ども未来局 児童相談所	地域連携課	
	10	児童養護施設等入所児童への大学進学等奨励給付事業	児童福祉施設等入所児童(里親委託児童を含む。)が、大学などに入学するため措置解除となる場合、60万円(年額)を限度額として措置解除後の生活費等を支給する取組を実施します。	継続			○	年間支給人数	8人	5人	13人	4人	9人	11人	10人	達成	令和3年度に引き続き、進学に伴い施設等を退所した児童に対し、最初の1年間につき1か月5万円、計60万円を給付した。	令和4年度に引き続き、進学に伴い施設等を退所した児童に対し、最初の1年間につき1か月5万円、計60万円を給付する。	子ども未来局 児童相談所	地域連携課	
	11	奨学金支給【再掲2-2】	意欲や能力があるにもかかわらず経済的理由によって修学困難な学生又は生徒に対し、返還義務のない奨学金を支給します。	継続			○	採用人数	1,297人	1,306人	1,291人	1,500人	1,500人	1,500人	1,500人	達成	奨学生採用人数内訳 ・高校等 1,240人 ・大学等 260人	奨学生採用人数内訳 ・高校等 1,240人 ・大学等 260人	教育委員会 学校教育部	教育推進課	
	12	札幌市特別奨学金支給事業【再掲2-2】	札幌市特別奨学金支給条例に基づき、経済的に困窮している世帯の子どもが技能習得を目的とした高等学校等に通うために必要な学費を支給します。	継続			○	—									・技能習得資金 受給者数:146人 (公立:121人、私立:25人) ・支度資金 受給者数:31人 (公立:30人、私立:1人)	生活が困難になっている世帯の経済的自立を図るため、その世帯の生徒が技能取得を目的とした高等学校等に通う場合に、返還義務のない奨学金を支給する。	子ども未来局 子育て支援部	子育て支援推進担当課	
	追加	公立夜間中学設置検討事業	義務教育未修了者のための公立夜間中学の設置に向けた検討を行います。	追加掲載			○	○	—							開校	達成	令和4年4月19日に新入生66人を迎えて開校し、様々な事情で十分に義務教育を学べなかった方々に学びを提供している。なお、上半期については随時入学を可能としており、令和4年度末の在籍者は89名となった。	令和5年4月現在、105人の生徒が在学し、様々な事情で十分に義務教育を学べなかった方々に学びを提供している。なお、上半期については随時入学を可能としている。	教育委員会 学校教育部	学びのプロジェクト担当課
	追加	困難を抱える若年女性支援事業	公的機関と民間団体が連携し、アウトリーチ支援、居場所の確保、公的機関等への「つなぎ」を含めたアプローチを行う一連の相談事業により、様々な困難を抱えた若年女性を支援します。	追加掲載			○	—										・アウトリーチ支援 夜間見回り:12回、SNS見回り:47回、相談及び面談の実施状況:151人 ・居場所の提供 短期:4回、長期:6回 ・自立支援計画策定人数:6人 ・関係機関との連携状況:11人	・アウトリーチ支援 夜間見回り、相談会、SNS見回り、相談及び面談の実施 ・居場所の提供 ・自立支援 ・関係機関との連携	子ども未来局 子ども育成部	子ども企画課
ひきこもり対策の充実	13	ひきこもり対策推進事業【再掲1-1】	年齢や相談内容で区切ることのない、ひきこもり専門の相談窓口であるひきこもり地域支援センターを設置しています。さらに、ひきこもり状態にある人とその家族などが集まり支援を受けられる機会を設けるなど、誰もが安心して相談できる環境を整備していきます。	拡充		○	○	○	ひきこもり地域支援センターにおける相談件数	1,087件	1,473件	2,494件	2,575件	2,858件	3,026件	2,500件	達成	電話・来所相談・メール相談のほか、家庭訪問等の訪問型支援や月3～4回程度の出張相談を実施した。また、ひきこもり状態にある本人や家族等の居場所機能を持つ集団型支援拠点「よりどころ」を当事者の会・家族の会をそれぞれ月4回を上限に開催した(計96回開催。一部オンラインで開催)。	電話・来所相談・メール相談のほか、家庭訪問等の訪問型支援や月3～4回程度の出張相談を実施する。また、ひきこもり状態にある本人や家族等の居場所機能を持つ集団型支援拠点「よりどころ」を当事者の会・家族の会をそれぞれ月4回を上限に開催する(オンライン開催を含む)。	保健福祉局障がい保健福祉部	精神保健福祉センター
	14	思春期特定相談事業【再掲1-1】	概ね12歳から18歳の 子どもの心の相談について、子どもやその家族、子どもを支援する専門職を対象に、こころのセンターにおいて、電話と来所(来所相談は予約制)による相談支援を行います。	継続		○	○	○	電話・来所相談件数(延べ数)	245件	222件	220件	217件	221件	183件	—		思春期年齢の相談者(本人・家族・関係者)からの来所相談の実施と、関係機関からのコンサルテーション依頼を受け付け、思春期の精神保健に携わる関係機関との連携を図った。	引き続き、思春期年齢の相談者(本人・家族・関係者)からの来所相談の実施と、関係機関からのコンサルテーション依頼を受け付け、思春期の精神保健に携わる関係機関との連携を図る。	保健福祉局障がい保健福祉部	精神保健福祉センター

基本施策4 保護者の就労や生活基盤の確保

取組項目	事業N°	事業・取組名	事業内容	計画策定時区分	主な対象				活動指標	当初値 H29 (2017) 年度	H30 (2018) 年度 実績	R1 (2019) 年度 実績	R2 (2020) 年度 実績	R3 (2021) 年度 実績	R4 (2022) 年度 実績	目標値 R4 (2023) 年度	目標の達成・ 未達成	令和4年度(2022年度)実施状況	令和5年度(2023年度)実施予定	所管	
					乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者												局/部	課
施策4-1 保護者の自立・就労の支援																					
保護者の自立・就労に向けた支援の推進	1	女性の多様な働き方支援窓口運営事業	漠然と就職を考えているものの具体的な活動方法がわからず、就労支援施設の利用に踏み切れなかったり、何から始めれば良いかわからないような女性を対象として、子連れでも気軽に相談ができ、個々の環境やニーズに合わせた多様な働き方の実現に向けた支援が受けられる、女性のための総合就労相談施設を設置、運営します(「子育てママ再就職支援事業」のレベルアップ)。	拡充				○	職場体験参加者のうち、就職に至った割合(「子育てママ再就職支援事業」指標)	—	38.89%	66.67%	75.00%	78.26%	80.95%	50%	達成	子育てと仕事の両立に不安を感じて就職活動を始めることができずにいる女性や、出産後も働き続けたいと希望する女性に対し、キャリアカウンセラーによる支援を実施。 また、令和4年度は、Webページ制作や動画編集等、在宅ワークに活用できるスキルの入門講座を新たに実施した。 相談件数:1,887件	子育てと仕事の両立に不安を感じて就職活動を始めることができずにいる女性や、出産後も働き続けたいと希望する女性に対し、キャリアカウンセラーによる支援を実施。 また、令和5年度は、チャット相談やセミナー動画配信等のオンラインサービスを拡充するほか、職場見学ツアー、ミニ合同企業説明会を新たに実施する。	経済観光局 経営支援・雇用労働担当部	雇用労働課
	2	ひとり親家庭スマイル応援事業 (旧「ひとり親家庭就業機会創出事業」)	ひとり親家庭の自立を支援するため、合同企業説明会、情報提供・相談コーナー、セミナーなどで構成するひとり親家庭向けイベントを実施します。	拡充				○	説明会参加者数	154人	211人	106人	85人(事前エントリー人数)	127人	173人	220人	未達成	ひとり親家庭の自立を支援するため、就業支援や生活支援に関連するイベント「シングルママ&パパ スマイルfesta」を開催。求人情報の提供やセミナーのほか、支援制度の周知、NPO団体との連携による食品配布を実施した。 イベント来場者:173人	事業廃止	子ども未来局 子育て支援部	子育て支援課
	3	高等職業訓練促進給付金事業	ひとり親家庭の親が、就職に有利な資格取得に係る養成機関に通った場合に給付金を支給します。 対象資格の追加などにより、利用の促進を図ります。	拡充				○	新規受給者数	52人	56人	56人	35人	134人	97人	156人	未達成	・ひとり親家庭の就業による自立を促進するため、資格取得のための養成機関に通う間の生活費相当を支給する高等職業訓練促進給付金事業を実施した。 ・令和3年度以降、対象要件の緩和・対象資格拡大のうえ実施している。 (支給実績) 高等職業訓練促進給付金 234件251,112千円 高等職業訓練修了支援給付金 84件3,725千円	・ひとり親家庭の就業による自立を促進するため、資格取得のための養成機関に通う間の生活費相当を支給する高等職業訓練促進給付金事業を実施 ・対象要件の緩和等の継続	子ども未来局 子育て支援部	子育て支援課
	4	高等職業訓練促進資金貸付事業	就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し、修学を容易にすることにより、資格取得を促進するため、高等職業訓練促進給付金の受給者に対し、入学準備金と就職準備金の貸付を行います。	継続				○	—	—	実施	実施	実施	実施	実施	実施	達成	公益社団法人札幌市母子寡婦福祉連合会を実施主体として、高等職業訓練促進給付金の受給者に対し、入学準備金と就職準備金の貸付を実施したほか、自立に向けて意欲的に取り組むひとり親家庭の親に住居の借り上げに必要となる資金の貸付を実施した。 入学準備金 17件 8,500千円 就職準備金 21件 4,200千円 住宅支援資金貸付 27件 9,134千円	公益社団法人札幌市母子寡婦福祉連合会を実施主体として、高等職業訓練促進給付金の受給者に対し、入学準備金と就職準備金の貸付を実施するほか、自立に向けて意欲的に取り組むひとり親家庭の親に住居の借り上げに必要となる資金の貸付を実施。	子ども未来局 子育て支援部	子育て支援課
	5	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	高等学校を卒業していないひとり親家庭の親と子の学び直しを支援し、よりよい条件で就職や転職ができるよう、高卒認定試験合格のために講座(通信講座を含む。)を受け、これを終了したとき及び合格したときに受講費用の一部を支給します。	継続				○	○	高卒認定試験合格者数	0	0	1	0	1	1	140人	未達成	ひとり親家庭の就業による自立を促進するため、高等学校卒業程度認定試験の対策講座の受講費用の一部を支給するひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業を実施した。 (支給実績) 2件64千円	・ひとり親家庭の就業による自立を促進するため、高等学校卒業程度認定試験の対策講座の受講費用の一部を支給するひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業を実施 ・支給内容の拡充	子ども未来局 子育て支援部

取組項目	事業No.	事業・取組名	事業内容	計画策定時区分	主な対象				活動指標	当初値 H29 (2017) 年度	H30 (2018) 年度 実績	R1 (2019) 年度 実績	R2 (2020) 年度 実績	R3 (2021) 年度 実績	R4 (2022) 年度 実績	目標値 R4 (2023) 年度	目標の達成・ 未達成	令和4年度(2022年度)実施状況	令和5年度(2023年度)実施予定	所管	
					乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者												局/部	課
保護者の自立・就労に向けた支援の推進	6	自立支援教育訓練給付金事業	ひとり親家庭の親が、市が指定した職業能力開発目的の講座を受講した場合に、教育訓練終了後、給付金を支給します。	継続				○	年間新規申請者数	43人	32人	50	53	44人	57人	130人	未達成	ひとり親家庭の就業による自立を促進するため、雇用保険制度の教育訓練給付の指定講座の受講費用一部を支給する自立支援教育訓練給付金事業を実施した。 (支給実績) 57件10,895千円	・ひとり親家庭の就業による自立を促進するため、雇用保険制度の教育訓練給付の指定講座の受講費用一部を支給する自立支援教育訓練給付金事業を実施 ・支給内容の拡充	子ども未来局 子育て支援部	子育て支援課
	7	就労ボランティア体験事業	直ちに一般就労への移行が困難な生活保護受給者又は生活困窮者に対して、就労に従事する準備としての基礎能力の形成を支援するため、就労体験やボランティア活動の場を提供します。	継続				○	事業への参加人数	114人	125人	134人	92人	97人	90人	—		・受入事業所…135カ所 ・参加者…86人(生活保護受給者)4人(生活困窮者)	令和4年度と同様に事業を実施し、参加者の拡充を図る。	保健福祉局 総務部	保護課
	8	就労支援相談員	区保護課に配置した就労支援相談員が、就労可能な生活保護受給者に対して、職業相談や求人情報の収集及び提供等を行います。	継続				○	就労支援を実施した人数	2,103人	1,797人	1,688人	1,428人	1,320人	1,346人	—		就労支援を実施した1,346人のうち ・593人が就労開始により支援終了 ・61人が就労訓練等に参加	令和4年度と同様に事業を実施し、就労率の向上を図る。	保健福祉局 総務部	保護課
	9	生活困窮者自立支援事業【再掲1ー1】	生活保護に至る前の段階での自立支援を実施するため、生活困窮者からの相談を幅広く受け入れる相談窓口を設置し、就労の支援その他の自立に関する問題について、情報提供、支援計画の作成、支援計画に基づく就労支援などの支援を行います。	継続				○	生活困窮者からの新規相談件数	3,335人	3,588人	3,502人	13,499人	15,671人	11,746人	—		自立相談支援事業所(ステップ)において、令和4年度新規相談件数は10,969件、自立相談支援事業所(JOIN)においては、777件となっている。 ステップでは、様々な相談(就労、生活習慣、家族関係、負債、住環境等)を受け支援するほか、適切な関係機関へのつなぎを実施し、JOINでは、ホームレスに特化した相談支援を実施し、就労や安定した生活への支援を行っている。 また、ステップの相談支援は、全市を1カ所の事業所に対応しているが、相談者の利便性確保と新規相談者の掘り起しを目的に、各区へ出向く出張相談会を定期的に実施。令和4年度は63回開催した。	2カ所の自立相談支援事業所(ステップ、JOIN)にて引き続き相談を受け付けるほか、市内各所での出張相談・巡回相談を行い、まだ支援につながっていない生活困窮者の掘り起しを行う。	保健福祉局 総務部	地域福祉・生活支援課

取組項目	事業N°	事業・取組名	事業内容	計画策定時区分	主な対象				活動指標	当初値 H29 (2017) 年度	H30 (2018) 年度実績	R1 (2019) 年度実績	R2 (2020) 年度実績	R3 (2021) 年度実績	R4 (2022) 年度実績	目標値 R4 (2023) 年度	目標の達成・未達成	令和4年度(2022年度)実施状況	令和5年度(2023年度)実施予定	所管		
					乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者												局/部	課	
施策4-2 生活基盤の確保に向けた支援																						
世帯の生活基盤の確保に向けた支援の推進	1	母子・父子・寡婦福祉資金貸付事業	ひとり親家庭等の経済的自立と生活意欲の向上を図るため、各世帯の様々な状況に応じて、事業開始資金や技能習得資金等12種類の資金の貸付を行う母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度を適切に実施するとともに、幅広く制度の周知を行います。 また、貸付けの種類の追加についても検討します。	拡充					○	貸付件数 (参考)	120	72	55	56	48	58	実施	達成	ひとり親家庭及び寡婦の経済的自立を支援するため、高等学校の授業料等に係る資金など、全部で12種類の資金に行った。 母子福祉資金貸付金: 47件 20,360,448円 父子福祉資金貸付金: 5件 2,657,000円 寡婦福祉資金貸付金: 6件 4,034,248円	ひとり親家庭及び寡婦の経済的自立を支援するため、高等学校の授業料等に係る資金など、全部で12種類の資金について、無利子または低利で貸し付けを行う。	子ども未来局 子育て支援部	子育て支援課
	2	住宅確保要配慮者居住支援事業 (旧「住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業」)	住宅確保要配慮者(高齢者、障がい者、子育て世帯など)の居住の安定確保に向けて、行政、福祉団体、不動産関係団体等で構成される札幌市居住支援協議会の活動を通して、入居から退去までをサポートする相談体制の構築等を実施します。	29年度新規					○	○	住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録数	7	12棟 (登録総数19戸)	32棟 (登録総数51戸)	425棟 (登録総数2,670戸)	453棟 (登録総数2,872戸)	479棟 (登録総数3,034戸)	—	・居住支援相談窓口「みな住まいる札幌」を運営し、住宅確保要配慮者からの電話相談や対面相談を実施 ・出張相談会、住宅フェアへの参加等を行うなど、広報活動を継続 ・居住支援法人や居住支援関連団体と研修会などを通じ連携、情報共有を行う	・引き続き、居住支援相談窓口「みな住まいる札幌」を運営する ・行政、福祉団体、不動産関係団体等で構成される札幌市居住支援協議会の活動を通して、総合的な支援を実施する	都市局 市街地整備部	住宅課
	3	児童手当	子ども・子育て支援の適切な実施を図るため、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として、0歳から中学校卒業までの児童を養育している方に手当を支給します。	継続						○	—							15歳到達後最初の年度末までの児童を養育する父母等に手当が支給される。 手当額は3歳未満の児童は一律15,000円、3歳～小学校終了前の児童は第1・2子は10,000円・第3子以降は15,000円、中学生は一律10,000円。所得制限該当者は一律5,000円。所得上限額以上の該当者は支給なし(資格消滅)。 ※施設入所等児童の場合は3歳未満一律15,000円、それ以外は一律10,000円。 年間延べ児童数 【一般受給者】 ・3歳未満: 359,139人 ・3歳～12歳: 1,314,384人 ・中学生: 428,432人 ・特例給付: 138,884人 【施設・里親】 ・3歳未満: 791人 ・3歳～12歳: 5,636人 ・中学生: 1,858人	年間延べ児童数 【一般受給者】 ・3歳未満: 360,848人 ・3歳～12歳: 1,305,796人 ・中学生: 424,405人 ・特例給付: 110,866人 【施設・里親】 ・3歳未満: 777人 ・3歳～12歳: 5,592人 ・中学生: 1,722人	子ども未来局 子育て支援部	子育て支援課	
	4	児童扶養手当	児童扶養手当法に基づき、離婚や死亡等により父親又は母親と生計を同じくしていない児童を育成する家庭に児童扶養手当を支給し、児童の福祉の増進を図ります。	継続						○	—							離婚、婚姻によらない出生、もしくは父親又は母親が死亡・重度の障がい・拘禁等の状態にある場合などで、父親又は母親と生計を同じくしていない児童を監護している母親や、生計を同じくしている父親または養育者に手当を支給する。 R4.4～ 児童1人の支給額: 全部支給月額43,070円・一部支給月額43,060円～10,160円 児童2人目の加算額: 全部支給月額10,170円・一部支給月額10,170円～5,090円 児童3人目以降の加算額: 全部支給月額6,100円・一部支給月額6,090円～3,050円 受給者数: 17,409人(R5.3現在)	R5.4～手当額の改定あり 児童1人の支給額: 全部支給月額44,140円・一部支給月額44,130円～10,410円 児童2人目の加算額: 全部支給月額10,420円・一部支給月額10,410円～5,210円 児童3人目以降の加算額: 全部支給月額6,250円・一部支給月額6,240円～3,130円	子ども未来局 子育て支援部	子育て支援課	

取組項目	事業No.	事業・取組名	事業内容	計画策定時区分	主な対象				活動指標	当初値 H29 (2017) 年度	H30 (2018) 年度実績	R1 (2019) 年度実績	R2 (2020) 年度実績	R3 (2021) 年度実績	R4 (2022) 年度実績	目標値 R4 (2023) 年度	目標の達成・未達成	令和4年度(2022年度)実施状況	令和5年度(2023年度)実施予定	所管	
					乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者												局/部	課
世帯の生活基盤の確保に向けた支援の推進	5	特別児童扶養手当	特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、精神又は身体に障がい有する20歳未満の児童を監護又は養育する方に特別児童扶養手当を支給することにより、福祉の増進を図ります。	継続				○	特別児童扶養手当支給事務	3,901人	3,767人	3,716人	3,824人	3,769人	3,884人	3,767人	達成	特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、精神又は身体に障がい有する児童を監護または養育する方に特別児童扶養手当を支給することにより、福祉の増進を図る。 手当支給額: 1級(重度) 月額52,400円、2級(中度) 月額34,900円(令和4年4月1日現在)。	特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、精神又は身体に障がい有する児童を監護または養育する方に特別児童扶養手当を支給することにより、福祉の増進を図る。 手当支給額: 1級(重度) 月額53,700円、2級(中度) 月額35,760円(令和5年4月1日現在)。	保健福祉局 障がい保健福祉部	障がい福祉課
	6	災害遺児手当	交通事故、労働災害等その他不慮の災害により、父、又は母等を失った(重度障がいとなった場合を含む。)義務教育修了前の遺児を扶養する方に手当を支給するとともに、遺児が小・中学校及び高等学校に入学する際又は中学卒業後、就職する際に支度金を支給します。	継続				○	—									①災害遺児手当の支給 遺児1人につき月額4,000円の災害遺児手当を支給。支給時期は9月と3月を予定。 【R5年4月末時点での対象者: 78人(59世帯)】 ②災害遺児入学等支度資金の支給 遺児を扶養している人に、その遺児が小学校、中学校及び高等学校に入学する際、又は中学卒業後就職する際に、遺児1人につき20,000円の入学等支度資金を支給。 【R5年4月末時点での対象者: 27人】		子ども未来局 子育て支援部	子育て支援課
	7	障害児福祉手当	特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、重度の障がいがあり、日常生活で常に介護が必要な20歳未満の児童に障害児福祉手当を支給することにより、福祉の増進を図ります。	継続	○	○	○		特別障害者手当等支給事業(障害児福祉手当)	1,075人	1,047人	1,058人	1,033人	1,003人	1,037人	1,047人	未達成	特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、重度の障がいがあり、日常生活で常に介護が必要な20歳未満の児童に障害児福祉手当を支給することにより、福祉の増進を図った。 手当支給額: 月額14,850円(令和4年4月1日現在)。	特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、重度の障がいがあり、日常生活で常に介護が必要な20歳未満の児童に障害児福祉手当を支給することにより、福祉の増進を図る。 手当支給額: 月額15,220円(令和5年4月1日現在)。	保健福祉局 障がい保健福祉部	障がい福祉課
	8	生活困窮者自立支援事業(住居確保給付金)	離職者であって就労能力及び就労意欲のある方のうち、住宅を喪失している方又は喪失するおそれのある方に対して、住宅と就労機会の確保に向けた支援を行うことを目的に、住居確保給付金を支給します。	継続				○	支給決定件数	63件	64件	41件	1,424件	1,165件	759件	—		コロナ禍において、新規相談件数、支給決定数がともに大きく増加しており、令和4年度は、新規相談件数が1,460件、うち支援決定件数が759件となった。	令和5年度も、引き続き多くの申請が見込まれる。今後も省令に則り、事業を実施していく。	保健福祉局 総務部	地域福祉・生活支援課
	9	アイヌ住宅建築費等貸付事業	札幌市に在住するアイヌの居住環境の整備改善を図るため、住宅の新築、改修、宅地取得の資金の貸付を行います。	継続				○	住宅建築費貸付件数(累計)	349	349	349	349	349	349	385	未達成	新規貸付実績なし	アイヌ住宅建築費等貸付金(千円) ・住宅新築資金 3件×7,800千円＝23,400千円 ・宅地取得資金 3件×5,900千円＝17,700千円	市民文化局 市民生活部	アイヌ施策課
	10	市営住宅への優先入居	安心して子どもを生み育てられる居住環境づくりの一環として、市営住宅の入居申込みに際して、ひとり親世帯や多子世帯の当選確率が高まるように優遇措置を行います。 また、一部の市営住宅において、子育て家庭に配慮した募集を行います。	継続				○	市営住宅当選確率及び若年層世帯向け住宅の募集	—	26戸	30戸	30戸	26戸	25戸	30戸	未達成	令和4年度においても当選確率が高まる優遇制度(一般世帯比3倍)を実施した。 また、ひとり親世帯、18歳未満の子が3人以上いる世帯、小学校卒業前の子供がいる世帯に対し、募集する住宅の一部(専用申込枠)を割り当て、優先的に選考する制度を実施した。	令和5年度においても、抽選優遇及び募集する住宅の一部を割り当てる優遇制度を実施するほか、修繕戸数の増加を図り、割り当て住宅数を確保する。	都市局 市街地整備部	住宅課

基本施策5 特に配慮を要する子ども・世帯を支える取組の推進

取組項目	事業N°	事業・取組名	事業内容	計画策定時区分	主な対象				活動指標	当初値 H29 (2017) 年度	H30 (2018) 年度 実績	R1 (2019) 年度 実績	R2 (2020) 年度 実績	R3 (2021) 年度 実績	R4 (2022) 年度 実績	目標値 R4 (2023) 年度	目標の達成・ 未達成	令和4年度(2022年度)実施状況	令和5年度(2023年度)実施予定	所管	
					乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者												局/部	課
施策5-1 社会的養護を必要とする子どもへの支援																					
社会的養護を必要とする子どもへの支援の推進	1	児童相談体制の強化 【再掲1－2】	第2次札幌市児童相談体制強化プランに掲げる、専門性の強化や連携体制の構築などの取組により、児童相談体制の強化を図ります。	拡充	○	○	○	○	—									「第3次札幌市児童相談体制強化プラン」に基づき、児童福祉司等の専門職員を計画的に配置するほか、「子ども虐待防止に関する職員の人材育成ビジョン」を策定。 また、(仮称)第二児童相談所の実施設計や、児童相談所及び一時保護所の自己点検、第三者評価を実施。	「第3次札幌市児童相談体制強化プラン」に基づき、児童福祉司等の専門職員を計画的に配置するほか、子ども虐待防止に係る職員の人材育成のため各区にて多職種合同研修を実施予定。 また、(仮称)第二児童相談所の建築工事に着手するなど、引き続き児童相談体制強化を図る予定。	子ども未来局 児童相談所	地域連携課
	2	養育支援員派遣事業 【再掲1－1】	養育状態の改善等が必要な世帯に支援員を派遣して、育児・家事援助を実施することで、在宅で継続的に支援する体制を強化し、児童虐待の発生防止に努めます。	29年度新規	○	○	○	○	—									延べ14世帯に養育支援員を派遣し、各世帯の状況に応じた支援を行った。	養育支援員による支援が必要な世帯に対し、養育支援員を派遣。	子ども未来局 児童相談所	地域連携課
	3	社会的養護自立支援事業	20歳到達により児童養護施設等の入所措置を解除された者等のうち、自立のため支援を継続して行うことが適当な場合において、原則22歳に達する日の属する年度の末日まで、個々の状況に応じて、引き続き必要な支援を実施します。	29年度新規				○	当該事業の実施を継続	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	達成	自立支援計画の策定や引き続き施設等で生活するための居住費支援、一定期間一人暮らしを体験するための退所後生活体験支援、生活・就労相談支援を実施した。 ・計画策定人数53名(実人数) ・居住費・生活費支援者数25名(実人数) ・退所後生活体験支援8名(実人数) ・生活・就労相談18名(実人数)	自立支援計画の策定や居住費支援、退所後生活体験支援、生活・就労相談支援を継続して実施予定。	子ども未来局 児童相談所	地域連携課
	4	児童相談所・区家庭児童相談室における相談支援 【再掲1－1】	児童相談所及び区役所家庭児童相談室では、18歳未満の子どもに関する様々な相談を受けており、児童虐待通報のほか、関係部署と連携して、子どもの心身の発達や対人関係、不登校、家庭内暴力など児童に関する各種相談に対応しています。	継続	○	○	○	○	年間相談受理件数	9,859件	10,761件	11,819件	14,378件	15,802件	16,456件	—		年間相談受理件数 児童相談所:8,586件(2022年度速報値) 家庭児童相談室:7,870件(2022年度速報値)	今年度も関係機関と連携しながら、各種相談に対応していく。	子ども未来局 児童相談所	地域連携課
	5	児童家庭支援センターにおける相談支援 【再掲1－1】	児童家庭支援センターでは、地域における子どもの福祉に関する専門的な相談に応じる施設として、児童虐待・非行・保護者の子育て不安など複雑多様化する児童問題に対応し、電話による子育て相談及び緊急時の訪問相談等を行っています。	継続	○	○	○	○	年間相談対応件数	5,991件	6,626件	6,959件	6,582件	7,587件	6,712件	—		市内5か所の児童家庭支援センターにて、地域の児童福祉に関する各種相談対応や必要な支援を実施。	市内6か所の児童家庭支援センターにて、地域の児童福祉に関する相談対応や必要な支援を実施予定。	子ども未来局 児童相談所	地域連携課
	6	子ども安心ホットライン 【再掲1－1】	24時間365日体制の「子ども安心ホットライン(子ども虐待相談)」を児童相談所内に開設しており、専門の電話相談員が相談支援を行っています。	継続	○	○	○	○	子ども安心ホットライン年間相談対応件数	3,597件	3,634件	4,210件	4,008件	3,643件	3,104件	3,920件	未達成	電話相談員11名により、夜間休日のほか平日日中を含めた24時間体制で電話相談を実施。	今年度も、夜間休日のほか平日日中を含めた24時間体制で電話相談を実施する予定。	子ども未来局 児童相談所	地域連携課
	7	児童養護施設等入所児童への大学進学等奨励給付事業 【再掲3－1】	児童福祉施設等入所児童(里親委託児童を含む。)が、大学などに入学するため措置解除となる場合、60万円(年額)を限度額として措置解除後の生活費等を支給する取組を実施します。	継続				○	年間支給人数	8人	5人	13人	4人	9人	11人	10人	達成	令和3年度に引き続き、進学に伴い施設等を退所した児童に対し、最初の1年間につき1か月5万円、計60万円を給付した。	令和4年度に引き続き、進学に伴い施設等を退所した児童に対し、最初の1年間につき1か月5万円、計60万円を給付する。	子ども未来局 児童相談所	地域連携課
	8	社会的養護体制整備事業	児童養護施設の小規模化やグループホーム設置等を支援し、児童一人ひとりに配慮した養育ができる環境を整えます。	継続	○	○	○		児童養護施設の改築(小規模化)及びグループホーム設置数	改築2か所 GH8か所	改築2か所 GH9か所	改築2か所 GH9か所	改築2か所 GH13か所	改築3か所 GH14か所	改築3か所 GH15か所	改築3か所 GH14か所	達成	地域小規模児童養護施設1カ所の整備を実施。	施設小規模化1カ所、分園型小規模グループケア2カ所整備を実施。	子ども未来局 児童相談所	地域連携課

取組項目	事業N.º	事業・取組名	事業内容	計画策定時区分	主な対象				活動指標	当初値 H29 (2017) 年度	H30 (2018) 年度 実績	R1 (2019) 年度 実績	R2 (2020) 年度 実績	R3 (2021) 年度 実績	R4 (2022) 年度 実績	目標値 R4 (2023) 年度	目標の達成・ 未達成	令和4年度(2022年度)実施状況	令和5年度(2023年度)実施予定	所管		
					乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者												局/部	課	
社会的養護を必要とする子どもへの支援の推進	9	スタディメイト派遣事業【再掲2－2】	児童養護施設等に入所中の児童に対し、大学生などの有償ボランティアを派遣し、学習支援等を行います。	継続	○	○	○		学習支援等を実施した延べ児童数	1,043人	820人	1,009人	626人	461人	700人	920人	未達成	児童養護施設等に入所している児童に対して有償ボランティアが学習支援等を実施。	実施予定なし(令和4年度をもって事業廃止)	子ども未来局 児童相談所	地域連携課	
	10	就労支援コーディネーター派遣事業【再掲3－1】	児童養護施設等に入所中又は退所した児童や、里親・ファミリーホーム等に委託中又は委託解除された児童で、学校卒業を控えている児童等に対して「就労支援コーディネーター」を派遣し、卒業に向けたきめ細やかな就労支援を行います。	継続		○	○		就職者数 就業者内 社会的養護自立支援事業に統合			社会的養護自立支援事業に統合				10%			子ども未来局 児童相談所	地域連携課		
	11	要保護児童対策地域協議会【再掲1－2】	被虐待児童をはじめとする要保護児童等の早期発見や適切な保護・支援を図るため関係機関等が理解を深め、情報の交換や支援内容の協議を行うため要保護児童対策地域協議会を設置・運営しています。	継続	○	○	○	○		—								・札幌市要保護児童対策地域協議会代表者会議実施(年1回)(書面会議) ・各区代表者会議実施(年1回) ・各区実務者会議実施(年3回) ・個別ケース検討会議実施(597回)	・札幌市要保護児童対策地域協議会代表者会議実施(年1回) ・各区代表者会議実施(年1回) ・各区実務者会議実施(年3回) ・個別ケース検討会議実施(適宜)	子ども未来局 児童相談所	地域連携課	
施策5-2 ひとり親家庭への支援																						
ひとり親家庭への支援の推進	1	ひとり親家庭スマイル応援事業(旧「ひとり親家庭就業機会創出事業」)【再掲4－1】	ひとり親家庭の自立を支援するため、合同企業説明会、情報提供・相談コーナー、セミナーなどで構成するひとり親家庭向けイベントを実施します。	拡充					○	説明会参加者数	154人	211人	106人	85人(事前エントリー人数)	127人	173人	220人	未達成	ひとり親家庭の自立を支援するため、就業支援や生活支援に関連するイベント「シングルママ＆パパ スマイルfesta」を開催。求人情報の提供やセミナーのほか、支援制度の周知、NPO団体との連携による食品配布を実施した。 イベント来場者：173人	事業廃止	子ども未来局 子育て支援部	子育て支援課
	2	高等職業訓練促進給付金事業【再掲4－1】	ひとり親家庭の親が、就職に有利な資格取得に係る養成機関に通った場合に給付金を支給します。 対象資格の追加などにより、利用の促進を図ります。	拡充					○	新規受給者数	52人	56人	56人	35人	134人	97人	156人	未達成	・ひとり親家庭の就業による自立を促進するため、資格取得のための養成機関に通う間の生活費相当を支給する高等職業訓練促進給付金事業を実施した。 ・令和3年度以降、対象要件の緩和・対象資格拡大のうえ実施している。 (支給実績) 高等職業訓練促進給付金 234件251,112千円 高等職業訓練修了支援給付金 84件3,725千円	・ひとり親家庭の就業による自立を促進するため、資格取得のための養成機関に通う間の生活費相当を支給する高等職業訓練促進給付金事業を実施 ・対象要件の緩和等の継続	子ども未来局 子育て支援部	子育て支援課
	3	必要な支援策を届ける広報の充実【再掲1－2】	困難を抱えている子ども・世帯に向けた各種制度や相談窓口、支援機関の認知度の向上に向けて、情報が得やすく、必要としている方に確実に届く、受け手の目線に立った広報の充実を図ります。 具体的には、児童扶養手当の対象世帯に支援制度の案内を一斉送付することなどを検討します。	拡充	○	○	○	○	—									・「さっぽろ子育て情報サイト」及び「広報さっぽろ」への掲載により制度を広く周知 ・必要な支援制度に簡便かつ迅速にたどり着くための問合せツールとして、AIチャットボットを導入(令和4年度アクセス数7,843件)。 ・児童扶養手当の現況届案内時に支援制度等の情報を発信するLINE公式アカウントの案内チラシを同封 ・支援制度をまとめたガイドブック「シングルママ・パパのためのくらしのガイド」を区役所の関係窓口等で配架したほか、ひとり親家庭の自立を支援するためのイベント「シングルママ＆パパ スマイルfesta」で来場者に配付 ・LINE公式アカウントによる支援制度等の情報発信(令和4年度末登録者数：約4,400人) ＜実績＞ くらしのガイド配付部数約10,000部 現況届案内同封チラシ配付部数約23,000部	・「さっぽろ子育て情報サイト」及び「広報さっぽろ」への掲載により制度を広く周知 ・AIチャットボットの利用対象を、ひとり親家庭から子育て家庭へ拡大 ・児童扶養手当の現況届案内時に支援制度をまとめたチラシを同封 ・支援制度をまとめたガイドブック「シングルママ・パパのためのくらしのガイド」を区役所の関係窓口等で配架 ・LINE公式アカウントによる支援制度等の情報発信	子ども未来局 子ども育成部/子育て支援部	子どものくらし・若者支援担当課 子育て支援課/子育て支援推進担当課	

取組項目	事業No.	事業・取組名	事業内容	計画策定時区分	主な対象				活動指標	当初値 H29 (2017) 年度	H30 (2018) 年度実績	R1 (2019) 年度実績	R2 (2020) 年度実績	R3 (2021) 年度実績	R4 (2022) 年度実績	目標値 R4 (2023) 年度	目標の達成・未達成	令和4年度(2022年度)実施状況	令和5年度(2023年度)実施予定	所管	
					乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者												局/部	課
ひとり親家庭への支援の推進	4	母子・父子・寡婦福祉資金貸付事業【再掲4-2】	ひとり親家庭等の経済的自立と生活意欲の向上を図るため、各世帯の様々な状況に応じて、事業開始資金や技能習得資金等12種類の資金の貸付を行う母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度を適切に実施するとともに、幅広く制度の周知を行います。 また、貸付けの種類の追加についても検討します。	拡充				○	貸付件数(参考)	120	72	55	56	48	58	実施	達成	ひとり親家庭及び寡婦の経済的自立を支援するため、高等学校の授業料等に係る資金など、全部で12種類の資金について、無利子または低利で貸し付けを行った。 母子福祉資金貸付金: 47件 20,360,448円 父子福祉資金貸付金: 5件 2,657,000円 寡婦福祉資金貸付金: 6件 4,034,248円	ひとり親家庭及び寡婦の経済的自立を支援するため、高等学校の授業料等に係る資金など、全部で12種類の資金について、無利子または低利で貸し付けを行う。	子ども未来局 子育て支援部	子育て支援課
	5	高等職業訓練促進資金貸付事業【再掲4-1】	就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し、修学を容易にすることにより、資格取得を促進するため、高等職業訓練促進給付金の受給者に対し、入学準備金と就職準備金の貸付を行います。	継続				○	—	—	実施	実施	実施	実施	実施	実施	達成	公益社団法人札幌市母子寡婦福祉連合会を実施主体として、高等職業訓練促進給付金の受給者に対し、入学準備金と就職準備金の貸付を実施したほか、自立に向けて意欲的に取り組むひとり親家庭の親に住居の借りに必要となる資金の貸付を実施した。 入学準備金 17件 8,500千円 就職準備金 21件 4,200千円 住宅支援資金貸付 27件 9,134千円	公益社団法人札幌市母子寡婦福祉連合会を実施主体として、高等職業訓練促進給付金の受給者に対し、入学準備金と就職準備金の貸付を実施するほか、自立に向けて意欲的に取り組むひとり親家庭の親に住居の借りに必要となる資金の貸付を実施。	子ども未来局 子育て支援部	子育て支援課
	6	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業【再掲4-1】	高等学校を卒業していないひとり親家庭の親と子の学び直しを支援し、よりよい条件で就職や転職ができるよう、高卒認定試験合格のために講座(通信講座を含む。)を受け、これを終了したとき及び合格したときに受講費用の一部を支給します。	継続				○	高卒認定試験合格者数	0	0	1	0	1人	1	140人	未達成	ひとり親家庭の就業による自立を促進するため、高等学校卒業程度認定試験の対策講座の受講費用の一部を支給するひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業を実施した。(支給実績) 2件64千円	・ひとり親家庭の就業による自立を促進するため、高等学校卒業程度認定試験の対策講座の受講費用の一部を支給するひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業を実施 ・支給内容の拡充	子ども未来局 子育て支援部	子育て支援課
	7	自立支援教育訓練給付金事業【再掲4-1】	ひとり親家庭の親が、市が指定した職業能力開発目的の講座を受講した場合に、教育訓練終了後、給付金を支給します。	継続				○	年間新規申請者数	43人	32人	50	53	44人	57人	130人	未達成	ひとり親家庭の就業による自立を促進するため、雇用保険制度の教育訓練給付の指定講座の受講費用一部を支給する自立支援教育訓練給付金事業を実施した。(支給実績) 57件10,895千円	・ひとり親家庭の就業による自立を促進するため、雇用保険制度の教育訓練給付の指定講座の受講費用一部を支給する自立支援教育訓練給付金事業を実施 ・支給内容の拡充	子ども未来局 子育て支援部	子育て支援課
	8	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭の親が、就職活動や疾病等により日常生活を営むのに支障がある場合などに家庭生活支援員を派遣し、生活援助を行います。	継続	○	○	○	○	家庭生活支援員の派遣件数(実績)	109	93	118	123	134	144	120	達成	ひとり親家庭及び寡婦を対象として、修学等の自立に必要な事由や疾病等により一時的に生活援助等が必要な場合や、ひとり親家庭になって間がなく日常生活を営むのに支障が生じている場合などに、家庭生活支援員の派遣を実施した。 ①派遣件数 派遣実件数: 144件 派遣延べ件数: 353件 (母子家庭347件、寡婦0件、父子家庭6件) ②派遣家庭生活支援員研修サービスの充実を目的とした、家庭生活支援員の知識や技術向上のための研修会(1回)を実施	ひとり親家庭及び寡婦を対象として、修学等の自立に必要な事由や疾病等により一時的に生活援助等が必要な場合や、ひとり親家庭になって間がなく日常生活を営むのに支障が生じている場合などに、家庭生活支援員の派遣を実施する。	子ども未来局 子育て支援部	子育て支援課
	9	ひとり親家庭学習支援ボランティア事業【再掲2-2】	ひとり親家庭の児童(小学校3年生から中学校3年生)に対し、学習支援(市内10区の会場で実施)により学習習慣を身につけさせるとともに基礎的な学力の向上を図り、また進学や進路等の相談を通じてひとり親家庭の不安感を解消し、ひとり親家庭の自立を促進します。	継続		○			—									市内全10区でひとり親家庭の子を対象として、大学生等のボランティアによる学習支援を行い、学習習慣を身に付けさせ基礎的な学力の向上を図るとともに、進学や進路等の相談を通じ、ひとり親家庭の不安感を解消を図った。 ・参加児童数: 延べ2,484人 ・登録ボランティア数: 149人	市内全10区でひとり親家庭の子を対象として、大学生等のボランティアによる学習支援を行い、学習習慣を身に付けさせ基礎的な学力の向上を図るとともに、進学や進路等の相談を通じ、ひとり親家庭の不安感を解消する。 市内全10区で実施 原則週1回、2時間程度	子ども未来局 子育て支援部	子育て支援課

取組項目	事業No.	事業・取組名	事業内容	計画策定時区分	主な対象				活動指標	当初値 H29 (2017) 年度	H30 (2018) 年度実績	R1 (2019) 年度実績	R2 (2020) 年度実績	R3 (2021) 年度実績	R4 (2022) 年度実績	目標値 R4 (2023) 年度	目標の達成・未達成	令和4年度(2022年度)実施状況	令和5年度(2023年度)実施予定	所管	
					乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者												局/部	課
ひとり親家庭への支援の推進	10	ひとり親家庭支援センター等運営	ひとり親家庭の一般的な生活相談をはじめ、専門家による法律相談等を実施するとともに、資格取得講習会や就業情報の提供から職業紹介に至る一貫した就業支援サービスを実施します。	継続					○ 就業相談を通じた就業件数	36	25	18	5	7	21			一般相談や法律相談、就業相談等の各種相談に応じるほか、就業支援講習会、就職準備・離転職セミナー等の実施やハローワークと連携して就業支援を行う母子・父子自立支援プログラム策定事業を実施した。 就業相談件数:5,319件 就業実績:21件(就業情報提供による自己就職を含めると60件) 就業支援講習会:18講座開催 母子・父子自立支援プログラム策定者数:36人	一般相談や法律相談、就業相談等の各種相談に応じるほか、就業支援講習会、就職準備・離転職セミナー等の実施やハローワークと連携して就業支援を行う母子・父子自立支援プログラム策定事業を実施。	子ども未来局 子育て支援部	子育て支援課
	11	母子生活支援施設運営	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子が、生活、住宅、就職等解決困難な問題をもっているため、児童の福祉に欠ける場合に、その女子と児童を保護するとともに、自立促進のためにその生活を支援します。	継続	○	○	○	○	母子保護の実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	達成	生活・住宅・就職などの困難な問題があるために児童の福祉に欠ける母子世帯への生活の場の提供や自立支援等のため、5施設(定員100世帯)で母子保護を実施。 R4年度入所世帯数(月累計※):800世帯 ※1年間継続入所の世帯は、1世帯×12か月＝12世帯としてカウント	生活・住宅・就職などの困難な問題があるために児童の福祉に欠ける母子世帯への生活の場の提供や自立支援等のため、5施設(定員100世帯)で母子保護を実施。	子ども未来局 子育て支援部	子育て支援課
	12	保育所等の利用調整【再掲2ー1】	未就学児のいるひとり親世帯や低所得世帯等の親が、安心して就労や求職活動等に専念できるよう、保育所等に入所する際の利用調整において加点します。	継続	○			○	加点の実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	達成	未就学児のいるひとり親世帯や低所得世帯等の親が、安心して就労や求職活動等に専念できるよう、保育所等に入所する際の利用調整において加点した。	未就学児のいるひとり親世帯や低所得世帯等の親が、安心して就労や求職活動等に専念できるよう、保育所等に入所する際の利用調整において加点した。	子ども未来局 子育て支援部	保育推進課
	13	ひとり親家庭等医療費助成【再掲2ー1】	ひとり親家庭の20歳未満の子どもの入院・通院及びひとり親家庭の親の入院にかかる医療費のうち、保険診療の自己負担額から初診時一部負担金または医療費の1割を除いた金額を助成します。	継続	○	○	○	○	—									一定の要件を満たすひとり親家庭等の子、母親または父親に係る医療費自己負担分の一部を助成。(母親または父親は入院と訪問看護に係る医療費のみ) ・助成件数 232,836件 ・助成金額 548,693千円	一定の要件を満たすひとり親家庭等の子、母親または父親に係る医療費自己負担分の一部を助成。(母親または父親は入院と訪問看護に係る医療費のみ) ・助成件数 250,704件 ・助成金額 596,748千円	保健福祉局 保険医療部	保険企画課
	14	児童扶養手当【再掲4ー2】	児童扶養手当法に基づき、離婚や死亡等により父親又は母親と生計を同じくしていない児童を育成する家庭に児童扶養手当を支給し、児童の福祉の増進を図ります	継続				○	—									離婚・婚姻によらない出生、もしくは父親又は母親が死亡・重度の障がい・拘禁等の状態にある場合などで、父親又は母親と生計を同じくしていない児童を監護している母親や、生計を同じくしている父親または養育者に手当を支給する。 R4.4～ 児童1人の支給額:全部支給月額43,070円・一部支給月額43,060円～10,160円 児童2人目の加算額:全部支給月額10,170円・一部支給月額10,170円～5,090円 児童3人目以降の加算額:全部支給月額6,100円・一部支給月額6,090円～3,050円 受給者数:約17,000人(R5.3現在)	R5.4～手当額の改定あり 児童1人の支給額:全部支給月額44,140円・一部支給月額44,130円～10,410円 児童2人目の加算額:全部支給月額10,420円・一部支給月額10,410円～5,210円 児童3人目以降の加算額:全部支給月額6,250円・一部支給月額6,240円～3,130円	子ども未来局 子育て支援部	子育て支援課

取組項目	事業No.	事業・取組名	事業内容	計画策定時区分	主な対象				活動指標	当初値 H29 (2017) 年度	H30 (2018) 年度実績	R1 (2019) 年度実績	R2 (2020) 年度実績	R3 (2021) 年度実績	R4 (2022) 年度実績	目標値 R4 (2023) 年度	目標の達成・未達成	令和4年度(2022年度)実施状況	令和5年度(2023年度)実施予定	所管	
					乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者												局/部	課
ひとり親家庭への支援の推進	15	養育費確保の推進	母子・婦人相談員やひとり親家庭支援センターによる養育費や面会交流に関する相談を実施します。 また、ホームページやパンフレット等の媒体を用いて、養育費や面会交流に関する広報・啓発活動を推進します。	継続					○ 養育費・面会交流事業の実施	—	実施	実施	実施	実施	実施	実施	達成	・養育費の取決めや保証等に係る費用の一部を補助することにより、養育費の確保を支援する事業を令和3年7月から開始した。 (補助実績) 養育費の協議に係る裁判外紛争解決手続き(ADR)の利用 0件 公正証書等の債務名義の作成 176件 養育費に係る保証契約の締結 7件 ・ひとり親家庭支援センターにおいて養育費の取り決め等に関する女性弁護士による法律相談(予約制)を第1～4水曜日に実施したほか、指定管理者の自主事業として養育費・面会交流セミナーを実施した。	養育費確保に向けた以下の事業を実施。 ・養育費確保に向けた手続きに係る補助事業。 ・母子・婦人相談員やひとり親家庭支援センターによる養育費や面会交流に関する相談。 ・ホームページやパンフレット等の媒体による、養育費や面会交流に関する広報・啓発活動の推進。	子ども未来局 子育て支援部	子育て支援課
	16	市営住宅への優先入居 【再掲4ー2】	安心して子どもを生み育てられる居住環境づくりの一環として、市営住宅の入居申込みに際して、ひとり親世帯や多子世帯の当選確率が高まるように優遇措置を行います。 また、一部の市営住宅において、子育て家庭に配慮した募集を行います。	継続					○ 市営住宅当選確率及び若年層世帯向け住宅の募集	—	26戸	30戸	30戸	26戸	25戸	30戸	未達成	令和4年度においても当選確率が高まる優遇制度(一般世帯比3倍)を実施した。 また、ひとり親世帯、18歳未満の子が3人以上いる世帯、小学校卒業前の子供がいる世帯に対し、募集する住宅の一部(専用申込枠)を割り当て、優先的に選考する制度を実施した。	令和5年度においても、抽選優遇及び募集する住宅の一部を割り当てる優遇制度を実施するほか、修繕戸数の増加を図り、割り当て住宅数を確保する。	都市局 市街地整備部	住宅課

取組項目	事業N°	事業・取組名	事業内容	計画策定時区分	主な対象				活動指標	当初値 H29 (2017) 年度	H30 (2018) 年度 実績	R1 (2019) 年度 実績	R2 (2020) 年度 実績	R3 (2021) 年度 実績	R4 (2022) 年度 実績	目標値 R4 (2023) 年度	目標の達成・ 未達成	令和4年度(2022年度)実施状況	令和5年度(2023年度)実施予定	所管	
					乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者												局/部	課
施策5-3 生活保護世帯・生活困窮世帯への支援																					
生活保護世帯、生活困窮世帯への支援の推進	1	生活保護	生活に困窮する方に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立に向けた支援を行います。	継続	○	○	○	○	—									【R5.3月時点の生活保護の実施状況】 ・被保護世帯数:56,880世帯 ・被保護人員数:71,429人 ・教育扶助受給人員数:3,984人 ・保護率:36.3%	関係法令等に従い、生活に困窮する方に対し、生活保護制度による支援を適切に実施する。	保健福祉局 総務部	保護課
	2	就労支援相談員【再掲4-1】	区保護課に配置した就労支援相談員が、就労可能な生活保護受給者に対して、職業相談や求人情報の収集及び提供等を行います。	継続				○	就労支援を実施した人数	2,103人	1,797人	1,688人	1,428人	1,320人	1,346人	未定		就労支援を実施した1,346人のうち ・593人が就労開始により支援終了 ・61人が就労訓練等に参加	令和4年度と同様に事業を実施し、就労率の向上を図る。	保健福祉局 総務部	保護課
	3	生活困窮者自立支援事業【再掲1-1、4-1】	生活保護に至る前の段階での自立支援を実施するため、生活困窮者からの相談を幅広く受け入れる相談窓口を設置し、就労の支援その他の自立に関する問題について、情報提供、支援計画の作成、支援計画に基づく就労支援などの支援を行います。	継続				○	生活困窮者からの新規相談件数	3,335人	3,588人	3,502人	13,499人	15,671人	11,746人	未定		自立相談支援事業所(ステップ)において、令和4年度新規相談件数は10,969件、自立相談支援事業所(JOIN)においては、777件となっている。 ステップでは、様々な相談(就労、生活習慣、家族関係、負債、住環境等)を受け支援するほか、適切な関係機関へのつなぎを実施し、JOINでは、ホームレスに特化した相談支援を実施し、就労や安定した生活への支援を行っている。 また、ステップの相談支援は、全市を1カ所の事業所に対応しているが、相談者の利便性確保と新規相談者の掘り起しを目的に、各区へ出向く出張相談会を定期的に実施。令和4年度は63回開催した。	2カ所の自立相談支援事業所(ステップ、JOIN)にて引き続き相談を受け付けるほか、市内各所での出張相談・巡回相談を行い、まだ支援につながっていない生活困窮者の掘り起しを行う。	保健福祉局 総務部	地域福祉・生活支援課
	4	生活困窮者自立支援事業(住居確保給付金)【再掲4-2】	離職者であって就労能力及び就労意欲のある方のうち、住宅を喪失している方又は喪失するおそれのある方に対して、住宅と就労機会の確保に向けた支援を行うことを目的に、住居確保給付金を支給します。	継続				○	支給決定件数	63件	64件	41件	1,424件	1,165件	759件	未定		コロナ禍において、新規相談件数、支給決定数がともに大きく増加しており、令和4年度は、新規相談件数が1,460件、うち支援決定件数が759件となった。	令和5年度も、引き続き多くの申請が見込まれる。今後も省令に則り、事業を実施していく。	保健福祉局 総務部	地域福祉・生活支援課
	5	就労ボランティア体験事業【再掲4-1】	直ちに一般就労への移行が困難な生活保護受給者又は生活困窮者に対して、就労に従事する準備としての基礎能力の形成を支援するため、就労体験やボランティア活動の場を提供します。	継続				○	事業への参加人数	114人	125人	134人	92人	97人	90人	未定		・受入事業所…135カ所 ・参加者…86人(生活保護受給者)4人(生活困窮者)	令和4年度と同様に事業を実施し、参加者の拡充を図る。	保健福祉局 総務部	保護課

取組項目	事業No.	事業・取組名	事業内容	計画策定時区分	主な対象				活動指標	当初値 H29 (2017) 年度	H30 (2018) 年度 実績	R1 (2019) 年度 実績	R2 (2020) 年度 実績	R3 (2021) 年度 実績	R4 (2022) 年度 実績	目標値 R4 (2023) 年度	目標の達成・ 未達成	令和4年度(2022年度)実施状況	令和5年度(2023年度)実施予定	所管	
					乳幼児	小・中学生	高校生・若者	保護者												局/部	課
生活保護世帯、生活困窮世帯への支援の推進	6	札幌まなびのサポート事業【再掲2-2】	生活困窮世帯の中学生の子どもに対し、学習習慣の定着を図り高校進学を実現するとともに、自己肯定感を持てるような居場所の提供を行うことを目的とした学習支援事業を実施します。	継続		○			学習支援事業の参加人数	618人	522人	479人	448人	476人	489人	未定		個別学習支援の開始時期について、例年は6月としていたが、令和4年度より、前年度継続者は4月開始、新規参加者は5月開始とした。 引き続き、市内40会場(約15名/会場)で実施し、482人の生徒の参加があった。	令和4年度と同様に、継続者は4月開始、新規参加者は5月開始とする。 実施規模も前年度同様とし、市内40会場(約15名/会場)、600名程度を見込んでいる。	保健福祉局 総務部	保護課
	7	保育所等の利用調整【再掲2-1、5-2】	未就学児のいるひとり親世帯や低所得世帯等の親が、安心して就労や求職活動等に専念できるよう、保育所等に入所する際の利用調整において加点します。	継続	○			○	加点の実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	達成	未就学児のいるひとり親世帯や低所得世帯等の親が、安心して就労や求職活動等に専念できるよう、保育所等に入所する際の利用調整において加点した。	未就学児のいるひとり親世帯や低所得世帯等の親が、安心して就労や求職活動等に専念できるよう、保育所等に入所する際の利用調整において加点する。	子ども未来局 子育て支援部	保育推進課
	8	実費徴収に係る補足給付事業【再掲2-1】	保育・教育に必要な物品の購入に要する費用等を各施設・事業者が実費徴収する場合に、国の制度に合わせて生活保護世帯に助成します。	継続	○			○	—									対象人数1,348人	対象人数1,262人見込み	子ども未来局 子育て支援部	施設運営課